

原爆被爆者援護法制定に関する請願外一件（赤松勇君紹介）（第一〇三三号）

民間保育事業振興に関する請願（橋本登美三郎君紹介）（第一〇六五号）

療術の制度化に関する請願外十八件（阿部昭吾君紹介）（第一〇六六号）

同外十三件（松澤雄藏君紹介）（第一一〇三号）

社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願（伏木和雄君紹介）（第一一〇四号）

同（伏木和雄君紹介）（第一一〇五号）

同（松尾信人君紹介）（第一一〇六号）

同（松本忠助君紹介）（第一一〇七号）

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に
関する請願（渡野栄次郎君紹介）（第一一〇八号）

戦時災害援護法制定に関する請願（荒木宏君紹
介）（第一一六三号）

医療機関の整備充実に関する請願（石母田達君
紹介）（第一一六四号）

同（寺前義君紹介）（第一一六五号）

同（土橋一吉君外一名紹介）（第一一六六号）

同月六日

社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
(伏木和雄君紹介) (第一一〇二号)

療術の制度化に関する請願外一件（中馬辰猪君
紹介）(第一一〇三号)

同外四件（左藤恵君紹介）(第一三三八号)

障害者の生活及び医療保障等に関する請願（土
橋一吉君紹介）(第一一四二号)

同月十二日

社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
(伏木和雄君紹介) (第一一三七二号)

戦時災害援護法制定に関する請願（田中美智子
君紹介）(第一一三七三号)

老後の生活保障確立に関する請願（石母田達君
紹介）(第一一三七四号)

医療機関の整備充実に関する請願（加藤清二君
紹介）(第一一三七五号)

同（木島喜兵衛君紹介）(第一一三七六号)

同（小林信一君紹介）(第一一三七七号)

同（佐野進君紹介）(第一一三七八号)

同（嶋崎譲君紹介）(第一一三七九号)

同（中村重光君紹介）(第一一三八〇号)

同（板川正吾君紹介）(第一一四五四号)

同（岡田哲児君紹介）(第一一四五五号)

同（竹村幸雄君紹介）(第一一四五六号)

同（長谷川正三君紹介）(第一一五〇八号)

同（美濃政市君紹介）(第一一五〇九号)

民間保育事業振興に関する請願（濱野清吾君紹
介）(第一一四二五号)

国立小兒腎センター設立に関する請願（志賀賛
君紹介）(第一一四二六号)

同（古屋亨君紹介）(第一一四五八号)

療術の制度化に関する請願外十一件（萩原幸雄
君紹介）(第一一四二七号)

育児休業制度の拡充強化に関する請願（小沢貞
孝君紹介）(第一一四五九号)

原爆被爆者援護法制定に関する請願（庄司幸助
君紹介）(第一一四二七号)

同（田中美智子君紹介）(第一一四六一號)

同（津川武一君紹介）(第一一四六二号)

同（寺前義君紹介）(第一一四六三号)

同（中川利三郎君紹介）(第一一四六四号)

同（田中美智子君紹介）(第一一四六五号)

クリーニング業法の一部改正に関する請願（伊
藤宗一郎君紹介）(第一一四六五号)

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願（渡部
一郎君紹介）(第一一四六六号)

同（内海清君紹介）(第一一四八〇号)

同（小宮武喜君紹介）(第一一四八一号)

同（玉置一徳君紹介）(第一一四八二号)

同（竹本孫一君紹介）(第一一四八三号)

同（和田耕作君紹介）(第一一四八四号)

同外二件（山田太郎君紹介）(第一一四八五号)

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に
関する請願（渡野栄次郎君紹介）(第一一四八五号)

は本委員会に付託された。

本田の会議に付した案件

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五号)
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三〇号)

○東村政府委員 これはただいま申し上げました
者の程度になるであろうか、実際にこれが運用され、利用されて、持ち家制度そのものが、転貸融資によるその制度が本当に有効に活用されるものであろうかということが心配されるわけであります、そういう意味からして、どういう見通しを持っておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

○大野委員長 これより会議を開きます。
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。枝村要作君。

○枝村委員 前回に引き続いて質問を行いたいと
思います。

最初に転貸融資についてお伺いしてみたいと思
うのですが、これは貯蓄残高が五十万以上の者に
残高の二倍までを雇用促進事業団の発行する債券
利率で貸し付けるというようになつておるのであ
りますが、現在 その有資格者がどの程度いると
見ているのか、お伺いいたします。

○東村政府委員 現在 この融資制度の貸し付け
が開始されるのは五十二年度を予定しております
が、この融資の資格要件を満たす勤労者の数は、

現在の財形貯蓄の実態から推計いたしまして、約十一万四千人にはなると考えております。なお、このうち、現実にこの融資を利用するという人は限られるわけでございます。それは、具体的に住宅設計画を持つておる者が借りるというか、こうになるわけでございますが、そういう労働者の割合などを考えますと、約四千人ないし五千人にはなるというふうに考えております。

の償還に大変困っていることはもう御承知のとおりであります。ですから、そういう状況にいたら貸付けてみまして、今後これの貸し付けを受ける者がどの程度になるであろうか、実際にこれが運用され、利用されて、持ち家制度そのものが、転貸融資によるその制度が本当に有効に活用されるものであろうかということが心配されるわけであります。そういう意味からして、どういう見通しを持っておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

○東村政府委員 これはただいま申し上げましたように五十二年度からでござりますので、その時点になってみると、正確なことは申し上げられませんが、有資格者即融資を受ける人というわけではございませんで、有資格者のうちで住宅建設計画というものを具体的に持っている人、これが実際問題として貸し付けを受ける方になると思いますが、それが現在の推計では十一万四千人の中です四千人ないし五千人であろうと考えております。

○枝村委員 そういう意味で四千と言わたるですか。——ああそうですか、わかりました。しかし実際には、いま言いましたように、貸し付けを受ける人たちが、その融資によって家は建てられるけれども、結局償還に困るという事態が生まれてくると思うので、償還に対する便宜の方法なんかも少しは考えていかなければならぬということになってくると思うのです。その問題はまた後で時間があれば申し上げたいと思うのです。

その次に、雇用促進事業団が現在行っている財形持ち家分譲融資の実績はどんなもんですか。

○東村政府委員 現在持ち家分譲融資を行っておりますが、これは四十八年九月から行われたわけでございます。四十八年度におきましては百億円、四十九年度におきましては百三十億円の融資の枠を設定したわけでござりますが、制度が発足してまだ日なお浅いということと、たまたま景気が非常にかけてきたということがございまして、現在それほどの実績を上げておりません。現在は約三十一億という数字になつております。五十年度

になりますとまた新しい枠を設定するだけで、私ども百三十億程度、つまり四十九年度と同じことを考えておりますが、逐次この持ち家分譲融資の趣旨も徹底してまいりますし、経済が安定していくればさらに貸し出しは伸びるのではないかということを考えます。いずれにいたしましても、こういう持ち家分譲の状況でございますので、今回の法律案におきまして個人の融資制度の道を開こうということを考えたのも、一つはそういう趣旨でございます。

○枝村委員 実績は本当に芳しくないのですが、いまあなたは、物価が上がったとか、あるいは金融の引き締めとか不況、こういうものが原因でそ

ういう芳しくない成績になつたと言われるのですが、そのほかはないのですか、それだけですか。

○東村政府委員 一般的、抽象的に申し上げますとそういうことだと思つておきますが、や

はり持ち家の分譲となりますと、たとえば個々の労働者がある程度宅地を確保している、あるいは

私はここに建てたいというような希望がありまし

ても、やはり事業主がみずから土地を手当してしまつから負担において建てるということになりますと、なかなかかゆいところに手が届かないとい

う事態も生じるので、伸びないという事実も一つあるんではないか、かように考えておりま

す。

○枝村委員 その次に、財形持ち家個人融資が新設されたわけなんですが、そうして労働者が直接または間接的に住宅融資を受けられるようになつたのですが、事業団が行う転貸融資と公庫が行う

財形融資等は、その対象はどのように振り分けられていくのか、その点をお伺いします。

○東村政府委員 「事業主又は事業主団体」ということがワンセットで出てまいりますが、わかりやすく事業主という場合に限つて申し上げますと、まずその企業の中で転貸融資制度を設けている事

業主に雇用されております労働者につきましては、原則として労働者が事業主に融資を申し込む、

そうして事業主はこれを受けてそのための資金を

借り入れるわけですが、それを雇用促進事業団が貸し付ける。それから一方、転貸融資制度を設けていない事業主に雇用されている労働者について

は直接住宅金融公庫等に融資を申し込む、こういふふうになるわけでございます。

○枝村委員 この貸し付け利率が事業団の債券利率と同一であるというこたうですが、これで

は優遇したとは言えない体裁を持つにとなるわけなんですね。それともう一つ、財形持ち家個人

融資については債券の調達金利に応じたもので貸

し付ける、また国が利子補給しないのを制度的前

進だとと言うわけにはいかないような気がするのですが、こういふう点はどうなんですか。

○東村政府委員 勤労者が自分で家を建てようと

する場合には、まず自分でお金をためる、つまり自己資金、それから住宅金融公庫といふような公

の融資を前提にするわけですが、通常はそれでは足りませんので、自分の勤めている企業から融資

受けるとか、もつと言えば、個人的にいろいろ駆けずり回つて融資を受けれる、こういう実態があるわけでございます。しかし、いま申し上げました

自分勤めている企業とか、民間の金融機関とか、

金融機関などに、先生ただいまおっしゃつたよ

うに、その貯蓄に対応いたしまして雇用促進事業

公庫等の財形持ち家融資の資金について一定の協力をすべきことを法律上義務づけておるわけでござ

りますが、こういう制度をつくつてあるのがほかに例を見ないところでございます。

さら申し上げたいのは、各金融機関等が受け

入れる財形貯蓄は、御承知のとおり一年間は払い

出しをしないことになつておりますが、そう長期に置くということはない場合が多いわけでござ

りますが、雇用促進事業団等に対する資金協力、そ

の協力した結果のお金は通常はかなり長期のもの

となるという、預金する場合と貸し付ける場合、

一方は短期で一方はかなり長期だという問題がござ

ります。したがいまして、財形貯蓄の金利であ

るとか預金の量、それから銀行に滞留している状況、資金需要等々の要素を総合勘案して、関係各

省の間において財形貯蓄残高の三分の一を限度とする、かように考えたわけでございます。もちろん、

将来必要があればこの限度額の変更については関係大臣の間で協議していくだくということは考

えています。

それからもう一つ御質問の、五十二年度からこれを実施することの問題でございますが、私どもは、この制度は三年貯蓄をした人にその資格を与えるということを考えております。したがいま

す。

た

て、この改正案が成立した後三年以上経過してから貸し付けを開始するというのが通常だと思うの

でございますが、これまで財形貯蓄を行つてきた人がこういう制度ができるということになります

と、その条件に合致するように素早く、いろいろ

の考え方とともに要件に満てるよう努力されると

思います。

○枝村委員 結局、利子の補給を国がしないといふことなどの点については、これは前進的なものだとは言えないけれども、容易に借りられるよう

な道を開く、この方にやはり重点を置いてこのよ

うな措置をした、こういうことですね。

次に、財形持ち家融資の資金調達枠は、財形貯

蓄残高の三分の一」ということですが、労働者への

還元といふなら、これはむしろ全額回すべきだと

いうふうにわれわれは思つておるのです。すでに

三千七百億円も財形貯蓄がたまつてゐるのに、財

形持ち家個人融資の開始時期が先ほど言われたよ

うに五十二年度になつているということも、どう

もいま言いました点から言って、あわせておかし

いと思うのですが、どうですかこれは。

○東村政府委員 枝の問題でございますが、まず

申し上げたいのは、この財形貯蓄を取り扱つてい

る金融機関などに、先生ただいまおっしゃつたよ

うに、その貯蓄に対応いたしまして雇用促進事業

公庫等の財形持ち家融資の資金について一定の協力をすべきことを法律上義務づけておるわけでござ

りますが、こういう制度をつくつてあるのがほか

に例を見ないところでございます。

ささらに申し上げたいのは、各金融機関等が受け

入れる財形貯蓄は、御承知のとおり一年間は払い

出しをしないことになつておりますが、そう長期に置くということはない場合が多いわけでござ

りますが、雇用促進事業団等に対する資金協力、そ

の協力した結果のお金は通常はかなり長期のもの

となるという、預金する場合と貸し付ける場合、

一方は短期で一方はかなり長期だという問題がござ

ります。したがいまして、財形貯蓄の金利であ

るとか預金の量、それから銀行に滞留している状況、資金需要等々の要素を総合勘案して、関係各

省の間において財形貯蓄残高の三分の一を限度とする、かように考えたわけでございます。もちろん、

将来必要があればこの限度額の変更については関係大臣の間で協議していくだくということは考

えています。

それからもう一つ御質問の、五十二年度からこれを実施することの問題でございますが、私どもは、この制度は三年貯蓄をした人にその資格を与えるということを考えております。したがいま

す。

○枝村委員 結局、利子の補給を国がしないといふことなどの点については、これは前進的なものだとは言えないけれども、容易に借りられるよう

な道を開く、この方にやはり重点を置いてこのよ

うな措置をした、こういうことですね。

次に、財形持ち家融資の資金調達枠は、財形貯

蓄残高の三分の一」ということですが、労働者への

還元といふなら、これはむしろ全額回すべきだと

いうふうにわれわれは思つておるのです。すでに

三千七百億円も財形貯蓄がたまつてゐるのに、財

形持ち家個人融資の開始時期が先ほど言われたよ

うに五十二年度になつていることも、どう

もいま言いました点から言って、あわせておかし

いと思うのですが、どうですかこれは。

○枝村委員 そのまま貸し付けて、労働者に還元

する、かのように考えております。

まあ、それが死文化していたり、つまり実際に勤か

なかつたり、ないしはその労働者が転職が間近

であるというようなやむを得ない事情がある場合

には、直接住宅金融公庫の方がその融資を申し受

ける、かように考えております。

まあ、それが死文化していたり、つまり実際に勤か

なかつたり、ないしはその労働者が転職が間近

であるというようなやむを得ない事情がある場合

には、直接住宅金融公庫の方がその融資を申し受

ける、かのように考えております。

働者の福祉向上に利用させることも基本的に決しておかしいことではないと思うのです。ですから、ひとつ大いに検討しておいてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○東村政府委員 話の前提に、特定機関に財形貯蓄を集めるというお話をございましたが、この

で、そういう意味では、何か特定の機関に集中的といいますか専門的に扱わせるということは必ずしも適当ではないんじゃないかと思うわけです。

ただ、そこに先生の力点があるのでなくて、資金をもう少し広く使わせることはできないかと、いう御趣旨だと思います。この問題につきましては、実は昭和四十八年十一月に労働者財産形成審議会から答申がございまして、その中にいろいろ言われている中で、当面労働者による取得保有を保進すべき財産の範囲としまして、金融資産と持

ち家といふことがうたわれておりますので、その

線に沿つて現在考えておるわけござります。なお、育英事業であるとか賃貸住宅の新しい考え方等々ございますが、育英事業まではなかなか手が回りかねますが、財形の持ち家融資制度といふものが現在ござりまするので、賃貸住宅制度をどうするかというのは、はなはだむずかしい問題ではございますが、この財形持ち家融資制度の今後の実績も勘案の上、将来の検討の課題としてまいりたい、かように考えております。

○枝村委員 もう一つあるのですが、先ほどお話をござましたように莫大な保有資金があるのですが、これを活用して財形契約者のために財形賃貸住宅制度、こういふものを新しく設けて、そして地方公共団体、勤住協などにその建設、管理を委託することなど、こういうことをもひとつ考えてみてはどうか、こういう意見もまた各方面から盛んに出されておるわけです。こういう問題についてはどうお考えになりますか。

○東村政府委員 実はただいま概略的にお答えし

てございます。ただ、御承知のとおり、現在の勤労者財産形成促進法第七条におきまして、事業主は財形貯蓄について労働者に協力しなければならぬという規定がございます。その規定に基づきまして、われわれいたしましては、ただいま先生御指摘のようなことができるだけ防げるように行はならない。」こういう御指摘をいたしているわけでございます。したがいまして、賃貸住宅の問題は財形政策以外の一般の政策としてやる、持ち家の問題は財形の方でやる、こういうふうに指摘も勘案の上、将来の検討課題といたしたいと思います。

○枝村委員 その次に、転職したときの取り扱いについては、今回継続措置がとられておるのであります。それが、しかし、私どもから言うとなお不十分な点があります。たとえば、転職先の企業が財形貯蓄を取り扱わなければこれは継続することができぬようになつておるのであります。そうなるとそれはどうも救いようの道がありません。また、不況下であるだけにやむを得ず離職した者の継続措置、これは六ヵ月だとか言つておりますが、果たしてそれが妥当であるかどうか、こう考えてきますと、もう少ししっかりした救済措置はないものかどうか、こういう点をお伺いしておきます。時間が余りないから簡単に答えてください。

○東村政府委員 御指摘の点につきましては私ももう少しかりした救済措置はないものかどうか、こういう点をお伺いしておきます。時間が余りますが、この法案においては、それが法的にきちんとされたものではないのは御指摘のとおりでござります。ただ、転職した先のところに、この財形貯蓄をやる、つまり事業主としては天引きをするというふうなことを強制するわけにいきませんので、あくまで労使の自主的な合意が必要だということにしておきました。

○秋富政府委員 総理府の人事局長来ていらっしゃいます。そういう道が開かれておるのでありますから、公務員もこなうことが受けられるようになります。たゞ、転職した先のところに、この財形貯蓄をやる、つまり事業主としては天引きをする

でございます。ただ、御承知のとおり、現在の勤労者財産形成促進法第七条において、事業主は財形貯蓄について労働者に協力しなければならぬという規定がございます。その規定に基づきまして、われわれいたしましては、ただいま先生御指導のよくなことができるだけ防げるように行政指導をしてまいりたい、かように考えております。

これは後から賛否の討論があるときに詳しく述べるのを止め、大体、今回の改正案はよい方にやつてもらうように、こういう配慮がないうにひとつしてもらいたいと思うのです。

その次に、範囲を生命保険とか農協共済に拡大するのですから、当然生協共済もその対象となるようになるでしょう。その点をひとつ確認をしておきます。

○東村政府委員 今回の法律案の上では、「政令で定める生命共済の事業を行う者」とこういふうになっておりまして、生協を定める道が開かれております。財形貯蓄の要件を満たす限り、生協の生命共済も対象となることができるとなつております。

○枝村委員 それから、公務員等の今後の取り扱いはどうするか明らかにしておく必要があると思うのでお伺いしたいのですが、これは雑則、十五条ですか、ここに、いわゆる個人貸し付けですか、そういう制度が公務員にもこしらえようと思えばできるような道が開かれておるわけなんですね。

○東村政府委員 そのとおりでございます。

○枝村委員 総理府の人事局長来ていらっしゃいますね。そういう道が開かれておるのでありますから、公務員労働者にもこなうことが受けられるようになります。たゞ、転職した先のところに、この財形貯蓄をやる、つまり事業主としては天引きをする

なつておるわけでございます。今後も公務員の特徴を考慮しながら、民間とのバランスの保持に十分配慮しながら、関係方面とさらに協議して推進してまいりたい所存でございます。

○枝村委員 時間が来ましたのでこのあたりで終りますが、大臣に最後に一つお伺いしておきたくあります。

これは後から賛否の討論があるときに詳しく述べるのを止め、大体、今回の改正案はわざかの税の優遇措置がとられているだけで――という言葉はちょっと大きめでありますけれども、財形貯蓄の範囲の拡大とか給付金、助成金制度、転貸融資などについてそれぞれ前進の道は開けておりますけれども、特段の実益がないような気がしてならないのです。詳しくは申し上げませんが、そなえてまいりますと、特別に積極的にこの改正案はめめてあげるようなものではないし、だからといってこれは改悪だと決めつけるようなものではないよう気がするのです。そこで、私が前回申し上げましたように、審議会の答申を今後ひとつ十分に尊重して、財形促進の具体化がいろいろ行われると思うのです。こういふものも常に審議会に諮りながら、その知恵をかりながらやつてもらいたいと思います。そして、私どもが進んで積極的にこれに賛成ができるようにならいいものだと思うのですが、最後に大臣のそれに対するお考え方聞いておきたいと思います。

○長谷川国務大臣 勤労者が家を持つということは気持ちが落ちつくことありますし、福祉の充実として一番最後の問題、こう思いましてこういふ改正案などを出して前進をしている、こう思いますが、従来とも審議会の中にはいろいろな権威者がおりまして、その意見の中から私たちは提案をしておりますので、いまから先もそういうことを理解しながら、しっかりと研究しながら一層の拡充を図つてまいりたい、こう思います。

○枝村委員 質問を終わります。

○大野委員長 石母田達君。

<p>○石母田委員 私は、きょう財形法と、それに関連して、いま財形の方の貯蓄残高は、四十九年の十二月現在で約三千七百五十二億円というふうに調べられておりますけれども、これでよろしいのですか。</p> <p>○東村政府委員 そのとおりでございます。</p> <p>○石母田委員 それから、契約件数は約三百六十五万件となってますが、これは前年度に比べて何%くらい、それから何件ぐらいふえておりますか。</p> <p>○東村政府委員 ただいまその数字を調べますが、前月に比べまして八万一千五百人ふえております。</p> <p>○石母田委員 去年の数がわかれれば、ふえた数はわかるはずです。</p> <p>○東村政府委員 手元に具体的資料ござりますが、ちょっと時間をお与えください。</p> <p>○石母田委員 それじゃ、一人当たりの残高は九万四千八百三十五円、これは一人当たりの平均の貯蓄高、こう見ていいのですか。</p> <p>○東村政府委員 おおむねそういうことでござります。</p> <p>○石母田委員 それから、この財形の中でいわゆる住宅融資という形で利用された額は、昨年度、万四千八百三十五円、これは一人当たりの平均の貯蓄高、こう見ていいのですか。</p> <p>○東村政府委員 いまお聞きのとおり、利用される額が実際に非常に少ないわけですから、この主な原因というのは、やはり總需要抑制といふが、五十年度も四十九年度と同じく百三十億を考えております。</p> <p>○石母田委員 いまお聞きのとおり、利用される額が実際に非常に少ないわけですから、これが現の不況、あるいは土地代の高騰、あるいは諸建築資材の値上げとかいうような問題が反映して、そうした会社が住宅を分譲で売るというような建設が非常に少なくなっている、したがつて、利用することも少ない、こういうことでしょう。</p> <p>○東村政府委員 おおむねそういう原因だと思ひます。</p> <p>○石母田委員 そうすると、今度の改正によってそれがどのように大きく改善される見込みがあるのか、もし試算でもあれば聞かせていただきたいと思います。</p> <p>○東村政府委員 今度の改正といいますと、従来は分譲融資でございますので、事業主がその責任において住宅を建てて、労働者の希望者に分ける、こういう形をとるわけでありますが、今度の改正</p>	<p>う。この三十一億円の三倍じゃなくて、積み立ての三分の一がその枠ということですね。</p> <p>これは、四十九年十二月の貯蓄残高で見ていいわけですね。</p> <p>○東村政府委員 それはその年度年度のお話でございまして、そのとおりでございますが、もう少し御説明いたしますと、大体各年の前において予算折衝がございます。そのときは、ただいまお話をございました、たとえば三千億なら一千億でございますが、それを全部予算に計上するか、あるいはそのうちの見込み的なもの、計画的なものを見てやるか、これはまた別でございます。</p> <p>実際には四十八年度においては百億、四十九年度においては百三十億という枠を設定したわけでございます。</p> <p>○石母田委員 五十年度はどういう見込みになつておりますか。</p> <p>○東村政府委員 これからのお話でございますが、五十年度も四十九年度と同じく百三十億を考えております。</p> <p>○石母田委員 いまお聞きのとおり、利用される額が実際に非常に少ないわけですから、これが現の不況、あるいは土地代の高騰、あるいは諸建築資材の値上げとかいうような問題が反映して、そうした会社が住宅を分譲で売るというような建設が非常に少なくなっている、したがつて、利用することも少ない、こういうことでしょう。</p> <p>○東村政府委員 おおむねそういう原因だと思ひます。</p> <p>○石母田委員 そうすると、今度の改正によってそれがどのように大きく改善される見込みがあるのか、もし試算でもあれば聞かせていただきたいと思います。</p> <p>○東村政府委員 今度の改正といいますと、従来は分譲融資でございますので、事業主がその責任において住宅を建てて、労働者の希望者に分ける、</p>
<p>案では、それはそれとしておきますけれども、それ以外に労働者自身が土地を手当てし、あるいは自分の希望によりましてお金を借りたいという場合には、事業主を通じて借りる又貸し、転貸という形と、それから労働者が直接借りるという直接貸しと二つの道を開いたわけでございます。これは分譲スタイル、つまり今までのやり方でございますと、労働者自身がここへ建ててもらいたい、あるいはおれは土地を持つてゐるだけれども、建てたいなと思ってもなかなかうまくいかないという問題がございましたので、直接労働者の思うところに家が建てられるように、こういうことを考えてやるか、これはまた別でございまして、あるいはそのうちの見込み的なもの、計画的なものを見てやるか、これはまた別でございまして、これは、四十九年十二月の貯蓄残高で見ていいわけですね。</p> <p>○東村政府委員 仮にいまの想定ですと五百萬円借りたわけでございますが、実は試算しましたのはちょっと大きくて、最高が一千万円でございまして、一千萬円借りた場合を試算したわけでございます。一千万円借りたとしますね、一千万円借りた人が、住宅金融公庫の四百五十万円借りた場合に返す金額というのは、毎年の返済額は、もちろん償還期間が木造の場合には七年、その他耐火の場合で二十五年とか三十年となります。実際に借りた人が償りたわけですが、五百萬円はボーナス期償還、それとも、木造の場合で九十八万円、簡易耐火構造の場合には八十五万円、耐火構造の場合には七十七万円ということがあります。実際に借りた人が償りた場合には、月々月賦で均等で償還する場合と、それから私ども実際に行っておりますのは、ボーナス期にはその数倍返すといいますか、一千万円借りると、五百萬円はボーナス期償還、それから月々均等償還はその半分というようなことをいたしておりますので、大変でないということはございませんけれども、まあその程度の金額になります。</p> <p>○石母田委員 かなり大変なことですね。毎月二万円で、年二回ボーナス期に十万円ずつ、二十万円ということがあります。それで五年間やって、こうした金になつても、いまの土地とかあるいはまたこの返済ということを考えますと、労働者が果たしてこういうものに魅力を感じ、あるいは実際実現可能であらうかといふと、いまの五年後の状況の見通しがどうなるかということが非常に不安な状態ですから、実際について非常に大変だらう。これは事業主であらうかといふと、建てる条件というのはそう変わりないわけです。ただ、直</p>	<p>しておりますけれども、まあ大体そんな積算といいますか、見通しといいますか、そんなことを考えているわけでございます。</p> <p>○石母田委員 その試算の場合に、この人の返さなければならぬ金は毎月大体どのくらいになりますか。</p> <p>○水谷政府委員 仮にいまの想定ですと五百萬円借りたわけでございますが、実は試算しましたのはちょっと大きくて、最高が一千万円でございまして、一千萬円借りた場合を試算したわけでございます。一千万円借りたとしますね、一千万円借りた人が、住宅金融公庫の四百五十万円借りた場合に返す金額というのは、毎年の返済額は、もちろん償還期間が木造の場合には七年、その他耐火の場合で二十五年とか三十年となります。実際に借りた人が償りたわけですが、五百萬円はボーナス期償還、それとも、木造の場合で九十八万円、簡易耐火構造の場合には八十五万円、耐火構造の場合には七十七万円ということがあります。実際に借りた人が償りた場合には、月々月賦で均等で償還する場合と、それから私ども実際に行っておりますのは、ボーナス期にはその数倍返すといいますか、一千万円借りると、五百萬円はボーナス期償還、それから月々均等償還はその半分というようなことをいたしておりますので、大変でないということはございませんけれども、まあその程度の金額になります。</p> <p>○石母田委員 かなり大変なことですね。毎月二万円で、年二回ボーナス期に十万円ずつ、二十万円ということがあります。それで五年間やって、こうした金になつても、いまの土地とかあるいはまたこの返済ということを考えますと、労働者が果たしてこういうものに魅力を感じ、あるいは実際実現可能であらうかといふと、いまの五年後の状況の見通しがどうなるかということが非常に不安な状態ですから、実際について非常に大変だらう。これは事業主であらうかといふと、建てる条件というのはそう変わりないわけです。ただ、直</p>
<p>題等いろいろ問題があることはもちろん承知いたしておりますけれども、まあ大体そんな積算といいますか、見通しといいますか、そんなことを考えているわけでございます。</p> <p>○石母田委員 その試算の場合に、この人の返さなければならぬ金は毎月大体どのくらいになりますか。</p> <p>○水谷政府委員 仮にいまの想定ですと五百萬円借りたわけでございますが、実は試算しましたのはちょっと大きくて、最高が一千万円でございまして、一千萬円借りた場合を試算したわけでございます。一千万円借りたとしますね、一千万円借りた人が、住宅金融公庫の四百五十万円借りた場合に返す金額というのは、毎年の返済額は、もちろん償還期間が木造の場合には七年、その他耐火の場合で二十五年とか三十年となります。実際に借りた人が償りたわけですが、五百萬円はボーナス期償還、それとも、木造の場合で九十八万円、簡易耐火構造の場合には八十五万円、耐火構造の場合には七十七万円ということがあります。実際に借りた人が償りた場合には、月々月賦で均等で償還する場合と、それから私ども実際に行っておりますのは、ボーナス期にはその数倍返すといいますか、一千万円借りると、五百萬円はボーナス期償還、それから月々均等償還はその半分というようなことをいたしておりますので、大変でないということはございませんけれども、まあその程度の金額になります。</p> <p>○石母田委員 かなり大変なことですね。毎月二万円で、年二回ボーナス期に十万円ずつ、二十万円ということがあります。それで五年間やって、こうした金になつても、いまの土地とかあるいはまたこの返済ということを考えますと、労働者が果たしてこういうものに魅力を感じ、あるいは実際実現可能であらうかといふと、いまの五年後の状況の見通しがどうなるかということが非常に不安な状態ですから、実際について非常に大変だらう。これは事業主であらうかといふと、建てる条件というのはそう変わりないわけです。ただ、直</p>	<p>しておりますけれども、まあ大体そんな積算といいますか、見通しといいますか、そんなことを考えているわけでございます。</p> <p>○石母田委員 その試算の場合に、この人の返さなければならぬ金は毎月大体どのくらいになりますか。</p> <p>○水谷政府委員 仮にいまの想定ですと五百萬円借りたわけでございますが、実は試算しましたのはちょっと大きくて、最高が一千万円でございまして、一千萬円借りた場合を試算したわけでございます。一千万円借りたとしますね、一千万円借りた人が、住宅金融公庫の四百五十万円借りた場合に返す金額というのは、毎年の返済額は、もちろん償還期間が木造の場合には七年、その他耐火の場合で二十五年とか三十年となります。実際に借りた人が償りたわけですが、五百萬円はボーナス期償還、それとも、木造の場合で九十八万円、簡易耐火構造の場合には八十五万円、耐火構造の場合には七十七万円ということがあります。実際に借りた人が償りた場合には、月々月賦で均等で償還する場合と、それから私ども実際に行っておりますのは、ボーナス期にはその数倍返すといいますか、一千万円借りると、五百萬円はボーナス期償還、それから月々均等償還はその半分というようなことをいたしておりますので、大変でないということはございませんけれども、まあその程度の金額になります。</p> <p>○石母田委員 かなり大変なことですね。毎月二万円で、年二回ボーナス期に十万円ずつ、二十万円ということがあります。それで五年間やって、こうした金になつても、いまの土地とかあるいはまたこの返済ということを考えますと、労働者が果たしてこういうものに魅力を感じ、あるいは実際実現可能であらうかといふと、いまの五年後の状況の見通しがどうなるかということが非常に不安な状態ですから、実際について非常に大変だらう。これは事業主であらうかといふと、建てる条件というのはそう変わりないわけです。ただ、直</p>

接借りられるあるいは又貸しになるということから、借りる形態は、窓口はそれは広げられるかもしれませんけれども、実際のいま建設がなかなか利用されにくい条件といふものは、個人の場合も事業主の場合でも、そう変わりはない。

そうしたときに、今度の改正によつて、ではどう見通しが変わるかというと、いま申しましたように、それは窓口は利用しやすくなるけれども、利用する条件といふものはこれによっては大幅には改善されない、こういう問題があるわけです。そうしますと、先ほどの三十一億円といふことがあるけれども、これが個人になつたからといって大幅に借りられる改善があるかというと、今年度も昨年度と同じような予算を組んでおられるということから見ても、そつ大幅な改善にはならない、使用者がぐつとふえるといふようなふうには思えないのですが、どうでしょうか。

○東村政府委員 ただいま賃金・福祉部長からいろいろ数字を申し上げましたが、いろいろの試算でございまして、特に現時点におけるお話をございります。先生おっしゃるように、これから先、もつとインフレになるじゃないか、もつと土地が上がるじゃないかということになれば、これから先、賃金もどういうふうに上がるかという問題にもなりまして、なかなか見通しがつかないことは事実でございます。これだけでやはりりっぱなうちが建つかと言われる、ちょっと問題があることは私ども承知しておりますが、何せ労働者が自分の持ち家を持ちたいという願望は非常に強いわけでございますので、それを何とかして少しでも楽になるように、少しでも援助できるようにといふ趣旨でやつておりますので、一気にはできませんが、できるだけそれに近づけるような努力をしていざる、そのあらわれが現在逐次こういうふうに出ているわけでございまして、御指摘のように、すぐこれだけでもうちが建つというわけではございません。先ほどもちょっと申し上げましたように、とにかくますうちを建てるお金が欲しいのだ、ところが、自分の勤め先の会社へ行つたり、あるいは銀

行へ行つたり、友だちや親戚へ行つてかき集めるという、非常に苦労をされている。少なくとも、これは何か都ようじやないかという問題が一つございます。もちろんその返済にはいろいろ問題がござりますことは承知しておりますが、そのようにして、逐次逐次労働者の努力が報いられるように何とかしてみたいというのが趣旨でございまして、これだけで終わるわけではございませんし、いろいろの条件が重なつてくると思いますが、さらに努力はしたい、かようになります。

○石母田委員 つまり、今度の予算でも百三十億、昨年度と同じだ、そして枠だけは三千七百五十二億円の三分の一の約千二百億円の限度額はある。これは後で正確な数字を聞けだいいのですけれども、毎月八万人ずつふえる。前年度に比べて百万以上たしかふえているはずです。そうでしょう。それが後で正確な数字を聞きだいいのですけれども、確かにいたしましても、五十二年度からどう利用する額は、三分の一の限度額は、使える枠は、これまで伸びる。しかし利用する額はそれほど飛躍的には伸びない。こういう実態の中でどういうことが起きるかといいますと、利用されない部分、つまりこれは事業団にやつてしまふわけじゃないと何億というそういう割合よりはかなり伸びるのではないかとわかりませんが、私どもは、当初はどのくらい伸びるかわかりませんが、かなり伸びるのではないかだろうか、少なくとも現在の持ち家分譲の三十分の何億というそういう割合よりはかなり伸びるのではないかだろうか、かようになります。

それから、やや問題がずれるかもしませんが、この財形貯蓄は大体一年据え置きというのが多いわけでございますが、融資になりますと、十年だと十八年だと長い期間寝かせるといいますから、そういう活用の仕方になりますので、そこに確かに勞金がありますが、そういうところで資金を運用する部分がふえるという結果になるわけですから。そうしますと、私どもがこの財形法が制定されたときに指摘したとおり、これは結局金融機関の資金集めじゃないかということを指摘して私どもは反対の立場の理由の一つにしたわけですが、

こういう傾向がこの不況といふ状況の中ですますます増大していくのではないかといふと思うのを生み出したのか、あるいはそういうことをチェックする——たしか調整年金のときには、一

年に一回か何かやつたときにチェックする、三月三十一日か何かにあつたけれども、これは何か都市銀行は、出したものについてチェックする、そういうシステムは何かあるんですか。

○東村政府委員 その前に申し上げますと、先ほど増加している人間の数でございますが、百二十万人の増加でございます。

それから、ただいまのお話でございますが、一言お断りしておいた方がいいと思うのですが、先ほど五十年度に同じく百三十億円と申し上げましたのは持ち家分譲の方でございまして、いま御議論になつている個人融資の方は五十二年度からでございますので、その金額とは一応別の問題でございます。

○石母田委員 だから、労働者が利用する期待と

時間がないので、また同時に、目減り対策がい

いうのか、そういう見込みについては、まだどういう見通しになるかということでなかなか利用し得ない条件の方が強いわけです。こういう中で年間に百二十何万人もふえるということは、財形制度について企業の中で社内預金と同じような形での天引き——これは天引きですから、そういうことが行われているのじやないか、またそういう話も聞く。といいますと、労働者の方から見ると、社内預金を職場で会社がやつて、会社はそれを資金として、利用が少なければ少ないほど、貯蓄があれればふえるほど金融機関は資金が豊富になる。しかも、それはチェックする制度的な保障もない。まさにこの財形制度といふものは、社内預金や他の問題ともあわせて十分にその点を検討していくなくやならない。つまり、金融機関の資金集めじゃないかといふことの緊急が晴れるとどころか、ますますそうなつてきてるのじやないかという感を強くせざるを得ないのです。

私は、この問題と同時に、いわゆる財産形成という場合は、あなたたちがおっしゃるように、持家をつくる。同時に貯蓄をあやすとともに財産だ——この貯蓄が果たして財産に当たるかどうかといふのはいろいろまた学者の中でも論があるところですけれども、よしんばそういう貯蓄といふものを財産と見ても、これが現実にいま目減りをしている。一八%ないし二〇%目減りしている。四十八年度では一世帯について三十七万円目減りしたとか言われている。こういう目減り、つまり財産形成の二つの柱である貯蓄は目減りだ、片方は積み立てしても貯蓄しても家はなかなか建たぬ。これじゃ財形制度といふのは労働者にとって一体どういうメリットがあるのか。将来建つかもしれない。その将来がまたなかなか見通しが立たない。あなたたち自身でも立たない。こういう状況で財形制度といつて一体何のメリットが労働者にありますかと思つておられるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

ま一般の預金についても論議されて、政府も何か考慮するような話をしているけれども、そうした場合には当然この財形の貯蓄に対しても目減り対策を考えておられるのかどうか、この点をあわせて質問したいと思います。

○東村政府委員 御指摘のようだ、当面の財形政策の柱といいますのは、ストックをふやすあるいは持ち家促進をするということであることは事実でございますが、これはその前提といたしまして、労働者が貯蓄をしたい、あるいは労働者が家を建てたいという、みずからそういう意欲がござりますので、それをできるだけお助けしよう、たとえば貯蓄については、御承知のとおり五百萬円までの元本から生ずる利子については非課税にしますか、いろいろやつておりますが、そういう形で少しでも労働者のそういう意欲を側面から援助をしていきたい、こういう趣旨でございまして、おつしやるとおり、一般的なインフレの問題、土地価格の問題等がありまして、なかなか家が建たないあるいは目減りが問題になつてくるということはございますが、そういう中でもやはり労働者は貯蓄をしたい、家を持ちたいという考え方でございまして、それをできるだけ援助してやりたいといふのが趣旨でございます。

まして、その中で財形貯蓄はどうかという問題でございますが、これは全般にわたる問題でござりますので、私もからまいこうということになつているということは、少なくとも私から申し上げる問題ではございませんし、そういうことを具体的に私は承知しておりません。

○石母田委員 これは意欲はあるのです。確かに家を持ちたいということは、いたの住宅難の中で働く人たちにとって切実な声ですよ。貯蓄もしたい。病気になつたり、子供が学校に上がつたり、いろいろなことで貯蓄もしたい。しておかなければ不安だ。これもううです。しかし、私どもから言つうと、それを利用していく形で、そのしたいということがどちらもなかなか実現不能で、片つ

方は目減りもしていくことだ、それが一番メリットを得るかというと、そういう状態が続ければ続くほどいわゆる意欲が強くなる、積み立てをする、利用するあれば少ない、そうすると金融機関が非常に資金が豊富になる、こういう仕組みを私は言っているのです。この問題は財形制度の持つ根本的な矛盾じゃないか。しかもそれが天引きでやられる。私は労働大臣に聞きたいのだけれども、そういうことで、財形制度というものに対しても、やはり根本的な検討を加えなければならぬ。

特に、たとえば住宅改良にこういうものを貸すというようなこと。持ち家、つまり土地を買って家をつくらなければならぬということだから大変なわけですね。それは、持てば確かに大きな財産になるかも知れぬけれども、この状態の中でこれに限定しているということについてどうなのかといふことでも、私は財形制度そのものについての疑問は持つておるけれども、こういう貯蓄者に対するそうしたものとの検討などというのはしたことがありますか。

○東村政府委員 たゞいま先生いろいろ御指摘の点、私ども常に考えはおるわけですが、そういう具体的な問題になりますと、なかなか全体の金融政策とか全体の税制、全体の建設計画等との絡みが出てまいりまして、そういうところからの限界というのがあることは、当然だと思うのですが、何しろ、たとえば貯蓄の問題でございまして、私ども常に考えはおるわけですが、その点、私が何しろ、たとえば貯蓄の問題でございまして、その間に何とかそれぞの個人労働者が考えているものに沿つていきたい、お加勢したい、それがまた社会の安定、労働者の福祉にもなる。その間に出て、おっしゃるようないろいろな問題が出てくる。これは当然予想をしなければならぬことでございまして、一つ一つにいまから先も根気強く手当をしていきたい、こう思つております。

目減りの問題につきましては、これは本当に変なことでござりますし、何といても世界的にインフレがあることですから、ことしの三月まではとにかく消費者物価をびやつと一五%以下にするということが目減り対策にもなる、こう

せつかくいろいろ御指摘ございますので、今後も審議会等でいろいろ検討する計画になつておりますので、そういうところであわせて検討もしてみたい、かように考えております。

○石母田委員 この問題について大臣に、とにかくそういう条件でなかなか財形制度、これが利用されない。そういう中でいま目減りはしているわけだから、せめてこの目減りに対しても向らかの対策を講じなければならないということについて大臣はどう考えておられるのか、最後に答弁してください。

○長谷川国務大臣

家を建てるということは、だれにとつても一生の大事業でございます。本当に個人労働者であらうとだれであらうと、家を建てるることは一生かかってようやくできるということはございまして、財産形成制度を設けていたるゆえんも、それを助長するため、非課税の制度などをつくりつておる。さらにまた、今度の改正法案で新しい問題も出ておるものもそういうことでございまして、よその委員会でございましたが、話が出たように、いままで労働者で家と土地を持つていける人、これがほかの、ただ単に貯金している人よりも非常に目減りが少ない。それは、土地代金などが、たしか四十八年三一・四%か二%かインフレで上がつた。土地代金がそれだけ上がつたから財産があえたというようなことでございまして、いずれにいたしましても、こういうスタートの中には何とかそれぞの個人労働者が考えているものに沿つていきたい、お加勢したい、それがまた社会の安定、労働者の福祉にもなる。その間に出て、おっしゃるようないろいろな問題が出てくる。これは当然予想をしなければならぬことでございまして、一つ一つにいまから先も根気強く手当をしていきたい、こう思つております。

○宮本説明員

全国銀行で見まして、九月末で四・六%でございます。

○石母田委員

昨年の十月でしたか、個人の住宅

の問題についての融資を確保するというような意味の通達が出たわけですね。これ以後どうした指導が加えられ、それによる改善がどのように行われて、現在どういう状況にあるか、お答え願いたいと思うのです。

○宮本説明員

御指摘のとおり、去年の十月一日

に銀行局長通達を発しまして、住宅ローンにつきましては格段の努力をしてもらいたいということ

を発しました。それから去年の十二月二十五日に、

大口融資規制の通達を出しました。そのときに、

いわゆるおととしの十二月に出しました選別通達を実は廃止いたしたわけでございますけれども、そのときにも住宅ローンにつきましては特に配意するようになりますけれども、指導の内容といたしまして具体的には、私ども直結いたしております都市銀行につきまして特に指導を強めておるわけござりますけれども、指導をいたしましておることは、全体の貸し出し増加額に占めます住宅ローンの増加額、これは限界シェアとわれわれ呼んでおりますけれども、この限界シェアを、少なくとも一〇%を割つてはならないということで指導をいたしております。その結果、四十九年の一一三月から見てまいりますと、四半期で九百六十七億増加いたしておきました、これの限界シェアが一〇・七%ございました。さらに四一六には千三百一億ふえまして一二・二%、七一九に千二百八十四億一二・三%、それから一一十二月期でございますが、千三百八十億ふえまして一〇・六%、それからことの一一三月の計画を実ははつきりとりまして、個々に出てまいります計画につきまして、努力をしていないようなところにつきましては、もう少し上げるというような指導をいたしました、一二三ではこの比率が大体一二%にはなるんじやなからうかといふ予定でござります。

○石母田委員 一〇%を下回らないということですから、これでもいいわけですけれども、現状の

国民の、住宅難で困つておる人たちの数とかある

いは条件を考えますと、この一二%くらいが適切だ、あるいはもつとこれを上げるというような指導をするのか、あるいは、どうならば何か具体的に、このバーセントぐらいまでは上げたい、下

の方は恐らく一〇%を下回らないとしても、上の

方はこの程度までは何とかしたいという目標でもあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

○宮本説明員 実はただいま日銀の窓口規制といふふうのがかかるつております。全体の枠がかなり抑えられております。たとえば、一一三月でござりますと都市銀行で九千百億というふうな額が抑えられておりまして、その抑えられておりま

す全体の範囲内で、中小企業に回さなければならぬ、それから地方公共団体にも回さなければならぬ、いろいろの資金需要が強いものですから、そのままのところは一〇%を下回らないということです。全体の貸し出し増加額に占めます住宅ローンの増加額、これは限界シェアとわれわれ呼んでおりますけれども、この限界シェアを、少なくとも一〇%を割つてはならないということです。指導をいたしましておることは、全体的に何%にするかといふような目標値は実は定めていないと申しますけれども、この限界シェアを、少なくとも一〇%を割つてはならないということです。指導をいたしましておることは、全体の貸し出し増加額に占めます住宅ローンの増加額、これは限界シェアとわれわれ呼んでおりますけれども、この限界シェアを、少なくとも一〇%を割つてはならないということです。指導をいたしましておることは、全体の貸し出し増加額に占めます住宅ローンの増加額、これは限界シェアとわれわれ呼んでおりますけれども、この限界シェアを、少なくとも一〇%を割つてはならないということです。

○石母田委員 いまこの住宅ローンの中で、金融機関と提携しているローンというのか、提携ローンの会社に回している融資額の比率とか額といふものはわかりませんか。

○宮本説明員 そのときどき、その四半期、その月によって違いますけれども、大体の傾向として、四が提携会社を通じて流しておる資金でございます。

○石母田委員 私は住宅金融公庫の問題に今度は移りたいと思うのです。

〔委員長退席、竹内（黎）委員長代理着席〕

それは、横浜なんかでもそうですが、この申し込みについてかなりの苦情が来るのですね。個人の申し込みの場合でもなかなかこれが取れないということがあるのですが、この住宅金融公庫の申し込みというのは個人の申し込みがたてますれば必要な措置をとります。

○石母田委員 この申し込みは、現在はすべて金融機関を通じてなされておる。かつては金融機関ではなくて公的機関が取り扱つたと聞いておりますが、この点どうなんですか。

○京須説明員 公庫の融資の中では、物によりますと、公团体等を通す場合もございますが、個人住宅につきましては金融機関を通しておられます。個人の申し込みの場合は、金融機関を通じてやつたという事実があるわけんですよ。こういうときの申込用紙というのは、どこからどういうふうに手に入つて業者が持つているのか。そういう説明会を開いてやるというようなことが新聞にさらされれば、当然、いわゆる公的な性格を持つ住宅金融公庫の資金融資というものが、その特定の業者にあたかも優先的に取り扱われているという印象を与えるわけですね。そうして、その業者が申込書を持っているということになりますと、いまあなたが言つているように本店から足りないからどんどんやるというふうにはなつてない。この点についてどうですか。

○京須説明員 私どもの方の調査もまだ十分ではございませんが、それによりますと、その横浜銀行におきます業者の金融公庫融資の説明会の席上におきまして、公庫の申込用紙を配付した事実はございませんが、それによりますと、その横浜銀

行為で銀行の方にお寄り願つて、個人個人にお渡しました、そのように聞いております。

○石母田委員 それは事実をよく調べて、その最

ない、それから地方公共団体にも回さなければならぬ、いろいろの資金需要が強いものですから、手続を踏まえまして、また窓口の機関の質問等にお答え願う、それがたてまでございます。

○石母田委員 そうしますと、建設会社などがあるいは不動産会社などが一括して申し込む、あるいは予約をとつて申し込むというようなことについては、いまたてまえから見てどういうことなんですか。

○京須説明員 特定の企業等が個人の申し込みの書類をまとめて一括して申し込む、あるいは予約をしておく、そういうことは一切許しておりません。厳重に指導しております。

○石母田委員 それでは、そういう事実があればこういうことは直ちに是正する処理をとられるわけですね。

○京須説明員 事実を調査しまして、事実でありますれば必要な措置をとります。

○石母田委員 この申し込みは、現在はすべて金

融機関を通じてなされておる。かつては金融機関ではなくて公的機関が取り扱つたと聞いておりますが、この点どうなんですか。

○石母田委員 そうすると、この間国会でも問題になったと思いますけれども、私どもが住んでいる横浜で、ナブコと横浜銀行が提携して、共催してというか、説明会を開いて、その席上の受付のところに申込用紙を持っていてやつたという事を設けるとかいうようなことは全くやっておりません。

○石母田委員 そうすると、この間国会でも問題になつたと思いますけれども、私どもが住んでいる横浜で、ナブコと横浜銀行が提携して、共催してというか、説明会を開いて、その席上の受付のところに申込用紙を持っていてやつたという事を設けるとかいうようなことは全くやっておりません。

○京須説明員 公庫の申込用紙を配付した事実はございませんが、それによりますと、その横浜銀行におきます業者の金融公庫融資の説明会の席上におきまして、公庫の申込用紙を配付した事実はございませんが、それによりますと、その横浜銀

行為で銀行の方にお寄り願つて、個人個人にお渡しました、そのように聞いております。

○石母田委員 それは事実をよく調べて、その最

中と言ふとまた語弊があるから、終わった後かも
しれぬけれども、受付のところでそうしたことが
行わされたというふうに私も聞いているので、この
点については十分調査してください。

同時に私は、そうした特定の業者とそれから銀
行が一緒になって説明会を開く、こういうことに
ついてははなはだしからぬ、こういうことは一
切今後やめるべきだというふうに思ひますけれど
も、これはどうですか。

○京須説明員 おっしゃるところ、業者が主催で
金融公庫の融資の説明会を行いまして、それに対
しまして銀行が協賛の形で一緒になりまして場所
を提供するということは適当ではないと存します
す。今後、このようなことがないように指導した
いと思つております。

○石母田委員 それで、この説明会なんというの
は何で公的な機関でやられないのか。私は昔はそ
うだったという話を聞いているのですけれども、
昔はともかく、そういう金融機関という営利的な
ところです。うするといま言つたよな、そ
こと提携しているローン会社とお得意というよう
な関係いろいろ出て、そういうふうになりがち
な仕組みになつてゐるわけですね。ですから、こ
ういうものは公的な機関で説明会をやる、あるいは
それが主催してやる、そして住宅公庫の方が
そこへ来てやるという方が、非常に利用者
にとって公正である、また公的な性格の融資であ
ることから見てその方が当然ではないかといふ
うに思うのですけれども、どうでしょうか。

○京須説明員 公庫の個人住宅融資の申し込みに
つきましては、申込用紙を差し上げる際に、必要
な手続等を書いた説明書を配付しまして、それを
お読み願えればおわかり願えるよう十分考
たわけございますが、お話をのように、公的機関
等が説明会を開く、そういう点につきましては、必
もそういうことになりますれば非常に結構と存
じておりますし、公庫の職員等を派遣いたしまし
て説明会をやるということは結構だと思っており
ます。

○石母田委員 申し込みの方も金融機関に全部や
らしているんだけれども、申し込みの受け付けに
ついてもそういう公的機関を利用するといふこと
についてかなりの強い要望があるわけですね。あ
なたの言われるよう、申込用紙が本当にどんど
んな出る、大量に刷るということになれば、そい
う公的機関の利用といふことも、いろいろ条件
があるでしょうけれども、検討していいんじやな
いか、そうすべきじゃないかといふうに思いま
すけれども、どうでしょうか。

○京須説明員 金融公庫の融資につきまして公的
機関にお願いする点でございますが、問題になり
ますのは、実際に融資のお金を扱う点あるいはそ
の融資後償還する場合に、その公的機関ではその
お金は扱えない、そいつた問題点がござります
ので、いろいろ検討をいたしております。

○石母田委員 ゼビ検討してもらいたいと思います。

それで、申し込みの受け付けのときにはまず先着

順になつてゐるわけですね。先ほど個人といふこ

とに実行段階でございます。したがいまして、公團

の賃貸住宅あるいはその他の各種の公的住宅とあ
わせまして総合的に、困窮者に対してどのように

したならば優先的に貸しだすかといつたよう

なことについても検討したいと思っております。

しかしながら、この検討は非常にむずかしいよう

ございまして、果たして世論の御批判にたえよう

なうまい基準ができるかどうか、そういう点も悩

みがあるわけでございます。

○石母田委員 最後に、そうした点でこの申し込

みの方法の公正さを確保して、この選択の自由が

保障されるよう、そしてこうした苦情や批判が

絶えないと、状況をなくすためにも、現状に甘

んじない——何も私は選択制をやれとかどの方

法をやれといふことはいま特に言いませんけれど

も、そうしたことを見ても、改善策をゼ

ひ検討してもらいたい、こういうふうに考えます

けれども、どうでしよう。

○京須説明員 昭和五十一年度からは第二期の住

宅建設五ヵ年計画が発足いたすわけでございま

す。したがいまして、現在建設省におきましては、

住宅宅地審議会と申します建設大臣の諮問機関に

おきまして、今後の住宅政策の基本的体系につい

て種々御議論願っております。その答申等をいた

だしまして十分前向きに考えたいと思っておりま

す。

○石母田委員 質問を終わります。

それからまたお尋ねの住宅困窮者に優先的に融
資するような方法について検討してはどうかとい
うお話をございますが、現在でも公庫の融資につ
きましては、たとえば個人の場合でございますと

百二十平方メートル以上の大きなものについては
御遠慮願うとか、あるいは特に金がかかります高
価な単価の住宅は御遠慮願うとかいろいろやりま
して、いわばぜいたくなものについては公庫融資
はお貸ししないといったたとえでやつておるわけ
でございます。しかしながら、御承知のように公

でございます。

勤労者財産形成促進法は昭和四十六年に創設され
たわけですが、そのときの法案内容は不

十分ではありますけれども、その持つ意味が勤

労者に対するかなりメリットになる、こういう判

断のもとにわが党は賛成をいたしました。しかし、

前国会に提案されたこの改正案の内容は、創設さ

れたときの内容から見ますすれば確かにかなり改善

はされたとは思いましたけれども、最初の基本答

申といいますか、その立場から見た場合は話にな

らない、こういう感じを受けましたので、こうい

う熱意のない労働省の態度に対して私は憤りを感

じて反対をしました。

しかしながら、今度出されております法案の中

身を見てまいりますと、財形貯蓄の範囲の拡大が

國られておりますし、また転職をした場合の継続

措置もとられてきました。あるいは勤労者財産形成の

給付金制度あるいは助成金制度、また財形持家個

人融資制度等の新設が加えられています。

と、こういうのを見てまいりますと、今回の答申

にもありましたように、基本答申の方向に沿つた

一步前進の内容である、このように評価してお

ります。私もうの点についてはその努力は認めるわ

けでございますが、しかし肝心のといいましょう

か、ひとしく勤労者が求めているプレミアム、い

わゆる割り増し金の支給制度、これが実現してい

ない。まことに残念と思います。四十九年のとき

の答申にも「先きの答申で財形貯蓄に対する割増

金の支給の必要性を特に強調したところである

が、」とこういうふうに述べておられたわけです。

が、労働大臣はこのことに対して熱意を持つて

努力したのかどうか、またどうするお考えな

のか、まず聞いておきたいと思います。

○長谷川国務大臣 この制度が生まれましたとき

に、その必要性をお感じいただいた御賛成いただ

きましたが、その必要性をお感じいただ

たときもいたとき、そういう中から、ただいま御賛

成いただいたように、範囲の問題とかあるいはま

た給付金の問題とか持ち家制度とかいうような、今度の提案したものに対する正しい御評価をいただいたことに感謝を申し上げます。

それで最後に、プレミアムの問題は一つもやらないじゃないかというお話をございますが、これほんだん今までの答申の中でも時には御説明申し上げましたが、私も最終的にはどうしてもやはりプレミアムをつけるべきだという感じ方を持つております。でありますから、大蔵省との折衝においても大分熱心にやりましたが、何さまほかの金融財政制度と一般的な関係とか、根本的な問題であるというふうなことなどがありまして、いまだ実現を見ていません。いずれにしても、その点などは、その後も審議会の有力な委員の方々からもなんだん説明も聞いておりますので、今後こうした問題について改めて皆さん御加勢を得ながら推進してまいりたい、この熱意は変わつておりませんことを御理解いただきたいと思います。

○大橋(敏)委員 熱意については十分持つて、努力していくということでありますけれども、やはり労働者財産形成の目玉とも言えるプレミアム制度です。一日も早くこの内容が実現することを強く要請しております。

同時に、財産形成の最大の障害といいましょうか、これはやはりインフレ、物価高騰であろうと思うのです。やはりこの答申の中に「労働者がその所得の一部について消費を留保し、貯蓄として積み立てていく努力に対し、強力に国、事業主が援助」せよ、こういう趣旨の答申内容であります。また「その努力がより効率的に結果するような措置を講すべきである。」こう言っておりますけれども、こんなにインフレになつたりあるいは物価が上がつていけば、せつかくの努力が消えてしまつ、水のあわじやないかというくらいにまで私は考へるわけござりますが、労働大臣はこのインフレ克服に自信を持っておられるのかどうか、また今後の見通しについてどのようにお考へになつておられるのか、お伺いしたい。

○長谷川國務大臣 物価安定は全世界が悩んでい

る問題でございます。ことに日本の場合には、狂乱物価というものが続いた関係で、国民が非常に不安でございました。そういうことからしますと、特に私の方は御承知のとおり、毎日働いている労働者、月給を持って帰つて、それをいたたくその奥さん、これが毎日毎日のように物価が上がつたのじゃ大変だという感しからいたしまして、政府に対しては、労働者の立場から経済官庁によく働きかけしながら、今日その物価抑制というものが一五%以内になるというふうなめどがついた。これはまさに、私は組合の諸君からも一五%ができるなどとはおまえやろと言われたこともありました。そういう激励あるいは刺激、そんなことがあります。そういう激励あるいは刺激、そんなことができないと私はおまえやろと言つたことがあります。そこで御理解いただきたいと思います。

○大橋(敏)委員 熱意については十分持つて、努力していくということでありますけれども、やはり労働者財産形成の目玉とも言えるプレミアム制度です。一日も早くこの内容が実現することを強く要請しております。

同時に、財産形成の最大の障害といいましょうか、これはやはりインフレ、物価高騰であろうと思うのです。やはりこの答申の中に「労働者がその所得の一部について消費を留保し、貯蓄として積み立てていく努力に対し、強力に国、事業主が援助」せよ、こういう趣旨の答申内容であります。また「その努力がより効率的に結果するような措置を講すべきである。」こう言っておりますけれども、こんなにインフレになつたりあるいは物価が上がりつていけば、せつかくの努力が消えてしまつ、水のあわじやないかというくらいにまで私は考へるわけござりますが、労働大臣はこのインフレ克服に自信を持っておられるのかどうか、また今後の見通しについてどのようにお考へになつておられるのか、お伺いしたい。

○大橋(敏)委員 この財形制度の内容は、五年あ

るいは七年、それ以上というかなり長い期間をもとにした仕組みになつてゐるわけでござりますが、その中でインフレ等で減額していくければ本当にその趣旨が消されてしまう。大変なことです。いまインフレ抑制については政府も全力を挙げて一五%程度で抑えていくといふその努力の説明があつたわけでござりますが、確かに物価は昨年ごろからやや鎮静傾向にあることは見えるわけござりますけれども、われわれ一般国民から見た場合、まだまだ安心できない不安の気持ちですね。

特に前総理が打ち出しました日本列島改造論が引き金となりまして高騰しましたところの建築費あるいは土地の価格、これが現在いわゆる高値安定部の努力というものを踏まえて実現をした、これから御協力を頼んでおきました。こう思つておりまして、いまから先も何といつても大事なことをでござります。一五%のことの実績とその全ところはどこでどどまつてゐるわけですね。したがいまして、労働者財産形成法に基づいて持ち家をしようとしてみても、実際的には無理ではないか、こういうふうに考えるわけですか、この点についてはどういうお考えを持つておられますか。

○長谷川國務大臣 土地が異常に高騰したことには事実でございます。また、あなたも地方でおわかりのとおり、つまりゴルフ場や、いっぽい買つているようなところは、いまの總需要抑制、物価抑制というふうなために、もうどちらにもこう利用できませんから、それで手放したいというふうなこと、あるいは国土利用法が生まれた関係からして、私は土地というものが大分下がりつたあるというふうな感じを持つのです。なおかつ、これをひとつ国土利用法などを活用しながらはつきり安定の方向に持つていく。それから、財産形成をやる場合でも、個人が土地も見つけるでしょうけれども、いまだんだんお話しのあったように、ながらうまくやっていこうという方式が西ドイツのいろいろな労働政策の基本だと聞いております。そういうこともござりますので、まず物価問題もそういふことでやつっていく。そしてその中に財産形成のようなものも御協力をいただきながら、やつかり安定の方向に向つていく。それから、財産形成をやる場合でも、個人が土地も見つけるでしょ

ります。

そこで具体的にお尋ねしますが、今回の財形

成制度は、たとえば財形貯蓄に対する援助にいたしましても、あるいは財形持ち家融資に対する負担軽減措置にいたしましても、企業に依存することを基本とする仕組みになつてゐるというわけです。そうでしょう。ということは、事業主に一応援助されたのだから國も一生懸命援助していくことになります。つまりゴルフ場や、いっぽい買つているようなところは、いまの總需要抑制、物価抑制というふうなために、もうどちらにもこう利用できませんから、それで手放したいというふうなこと、あるいは国土利用法が生まれた関係からして、私は土地というものが大分下がりつたあるというふうな感じを持つのです。なおかつ、これをひとつ国土利用法などを活用しながらはつきり安定の方向に持つていく。それから、財産形成をやる場合でも、個人が土地も見つけるでしょ

うけれども、いまだんだんお話しのあったように、建設省とかそういう関係役所ともよく私の方で連絡をとりまして、やっぱりそういう労働者のための土地政策というふうなものなども関連させながら、そして一方財形をやる方々に希望を持たして、いくというふうな、しまや労働政策は日本全体、内閣全体、各役所全体に通ずるというふうな認識を持ってやつていただきたいということでお聞きになつておられるのか、お伺いしたい。

○東村政府委員 答申等にもいろいろ述べられておりますが、ただいま先生がおっしゃるようになりますが、これは事業主の援助によって國の援助の肩がわりをさせるものではないかというお話をござります。これはやはりまだ消極的な姿である、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○東村政府委員 答申等にもいろいろ述べられておりますが、ただいま先生がおっしゃるようになりますが、これは事業主の援助によって國の援助の肩がわりをさせるものではないかというお話をござります。これは事業主の援助によって國の援助の肩がわりをさせるものではないかというお話をござります。利子についても、不十分ではござりますが、西ドイツの例で、政労便がコンサート方式でやつている、調和をとつた形でやつている、そういう方向でわれわれもやつておられるつもりでござります。

いは持ち家分譲の融資の利子の差額補給をする、さらには今回、財形給付金に対する助成金をやるというように、国としても努力をしているつもりでございます。

もちろん、まだ幼稚だとおっしゃられればその

とおりでございますが、しかし、基本的な考え方

は、政労使がそれぞれ努力をし合って勤労者の財

産形成を促進していこうといったてまえであると

われわれは考えております。

○大橋(敏)委員 いたしましても、西ドイツのそれと比べますと、国の援助というのではなくまだ微々たるものだと言わざるを得ません。

〔竹内(繁)委員長代理退席、菅波委員長代

理着席〕

そこで、基本的な考えになりますけれども、大体勤労者にせよ、国民の住宅供給といふものには何

もこうした法律の上から求めさせるものではなくて、本来國の責任で公共住宅を大量に供給してい

くべきである。私はこう思うのですね、大体家を

求めさせる基本は、勤労者の自主的努力による持

ち家取得を奨励する、わが國のこのような財形持

ち家融資制度といふものには、問題があるのではないか、こういふ考えを私は持つておるので

すけれども、この点についての見解をお伺いします。

○東村政府委員 ただいま先生の御指摘があつた

ようなお考へ方ももちろんございますが、ただこ

の財形の問題につきましては、四十八年十一月、

先生御指摘のように財形審議会から基本答申が出ております。その中でも、いまおっしゃいました

ように、「一般的な住宅、土地対策が強化される必

要があり、勤労者に対する住宅対策としてはやは

り良質、低家賃の賃貸住宅の大量供給を十分考慮すべきである。」ただ、財形政策におきましては、

「このよだな一般的な住宅、土地対策との関連に

また勤労者の望ましいライフサイクルとの関連に

おいて持家取得を促進するよう考へなければなら

ない。」という御指摘もござります。つまり、基本

的には先生がおっしゃったよだなことがござりますが、やはり家を持ちたいという勤労者の強い要

望、要求がございますので、それをあわせて伸ば

してやるというため財形は大いに努力をせよ、

こういうような趣旨がうたわれておるわけでござ

いましてわれわれもその線に沿つてやるのが至

当ではないか、かようて考えております。

○大橋(敏)委員 趣旨はわかりました。わかりま

したが、じや現実に、財形法に基づいてある程度

の預金をすれば、家が持てるのかということにな

るわけですね。現実問題、見ておきますと、よほ

ど家庭生活に収入がある人でなければ簡単には家

は持てないということになつておる。実は、これ

は三月十二日の新聞でござりますけれども、建設

省が十一日にまとめた四十九年住宅着工統計とい

うのがあるんですけれども、それを見てまいります

と、住宅といふものは、質にせよ、量にせよ、

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

さらに、その中身をずっと見てまいりますと、建

設省の調べですけれども、住宅の工事費の予定額

は一平方メートル当たりの全国平均が四十七年

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

さらに、その中身をずっと見てまいりますと、建

設省の調べですけれども、住宅の工事費の予定額

は一平方メートル当たりの全国平均が四十七年

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

昨年一年間に新しく建てられた住宅は百三十万戸

で、五年前の水準にまで激減しておる。また、そ

の落込幅も戦後最大となつておる。さらにマ

大軒に後退をしておる。こういう内容なんですよ。

金していきますと、今回のこの法案の内容からい

きますと、二万円掛けるの十二ヵ月で二十四万円

ですね。そして七年間預金をして百六十八万円、

これに利子がつきますので、細かいことは抜きに

しましても百七十万円くらいにはなります。その

倍額が融資できるということになつております。

で、三百四十万円になるわけですね。もともとの

自分の百七十万円がありますので、合わせますと

五百十万円、そして住宅金融公庫からも借りられ

るようになつておりますが、満額借りて四百五十

万、合計しまして、九百六十万円ですよ。という

ことは、いま言うように全国平均の一千万円

かかる平均が出ておるわけでございまして、こう

いう姿からいくと、やはり本当のお家はこれだけ

では持てないなという私は実感がしてならないの

でござりますが、この点についてはどういふう

にお考へなんでしょうか。

○東村政府委員 先生御自身でいま具体的な数字

をお挙げになつたわけですが、この点についてはどういふう

でござりますが、それにどうこう申し上げるわけ

ついてどうこう申し上げるわけございません

が、いまお話を住友銀行ですか、千三百数十万

円かかる、こういふお話をございましたので、わ

れわれも一応試算してみたわけですが、それによ

ついてどうこう申し上げるわけございません

がかかる平均が出ておるわけですが、これだけ

かかる平均が出ているわけですが、満額借りて四百五十

万、合計しまして、九百六十万円ですよ。という

ことは、いま言うように全国平均の一千万円

かかる平均が出ておるわけですが、満額借りて四百五十

ておられますので何とも申し上げられませんが、いざにしろ、これだけできる所得は相当のもの

じやないかといふ御指摘もわかるわけでございま

すが、何せ現在家を持とう、家を建てようとい

う意欲に燃えておる方はいろいろござりますので、

先ほどから繰り返しておるよう、現在では自分

の貯金とそれから金融公庫とそれ以外は会社とか

友達とか親戚とか民間の金融機関とか行つて、も

うとにかく集めるといふ非常に苦労をされて

いる。それを少しでも筋道を立て借り出しやす

いようにしようといふわけですが、それで今後も努

めに申し上げたような数字の人がいればこれは一気

に申しあげたようになりますが、これが非常に苦労をされて

いる。それを少しでも筋道を立て借り出しやす

いようにしようといふわけですが、それで今後も努

めに申し上げたようになりますが、これが非常に苦労をされて

いる。それを少しでも筋道を立て借り出しやす

いようにしようといふわけですが、それで今後も努

はお互いからしますと、一生一代の大問題でござります。ですから、仮に共がせぎであって、住宅ローンを借りて、後はもう月賦で飯も食えないでばたばたしておるというふうな方々もおられれば、一人一人がみんなケースが違うと思うのです。そういう中において、やはり労働者が豊富低廉な公営住宅に入ることも必要だらうし、ある場合には、いまのよう自分一つの目標を立てて、生活の設計の中に、自分の一代において家をつくる。あるいは、ヨーロッペの場合は構造が違うですからね、日本のように木造じゃないものだから。一代で土地を持つ、二代目に家をつくる、三代目にファーニチャーを用意する。だから、その建物は三百年、四百年、ファーニチャーでも、古いものでもいつまでも使える。こういう長い努力があるのですね。そういうことなどを見ながら、私たち非常に権威のある審議会の皆さん方の御答申をいたしておることですから、そうした展望の中におつくりいただいた考え方などを入れたものを一つ具体的に、日本のいろいろ複雑な——よその国そのものを日本はまねするわけにもいかなすことでござりますから、国情が違う、思想が違う、インフレの対策一つにいたしましても、西ドイツの例を引けば、第一次世界大戦、第二次世界大戦の経験などもあるから、やはりそれが覚悟が日本と大分違う——いうふうなことなどもありますから、私はやはり審議会の御答申を一つ一つ、皆さんの御協力を得て、あるいは政府全体の賛成を得ながら枠を拡大しながらやつてしまりたい、これが日本の将来の勤労者の精神なりあるいは福祉向上につながる——という基本的な御答申を実行する足取りでやつてしまりたい、こう思つておるわけであります。

○大橋(敏)委員

それでは次に移りますが、労使といふものは対等であるべきである。労働協約といふものはそういう立場からつくられるわけでございますが、今回の財形給付金制度というのがありますね。これを見てまいりますと、事業主負担によって実施されるようになつております。これ

はお互いからしますと、一生一代の大問題でござります。ですから、仮に共がせぎであって、住宅ローンを借りて、後はもう月賦で飯も食えないでばたばたしておるというふうな方々もおられれば、一人一人がみんなケースが違うと思うのです。そういう中において、やはり労働者が豊富低廉な公営住宅に入ることも必要だらうし、ある場合には、いまのよう自分一つの目標を立てて、生活の設計の中に、自分の一代において家をつくる。あるいは、ヨーロッペの場合は構造が違うですからね、日本のように木造じゃないものだから。一代で土地を持つ、二代目に家をつくる、三代目にファーニチャーを用意する。だから、その建物は三百年、四百年、ファーニチャーでも、古いものでもいつまでも使える。こういう長い努力があるのですね。そういうことなどを見ながら、私たち非常に権威のある審議会の皆さん方の御答申をいたしておることですから、そうした展望の中におつくりいただいた考え方などを入れたものを一つ具体的に、日本のいろいろ複雑な——よその国そのものを日本はまねするわけにもいかなすことでござりますから、国情が違う、思想が違う、インフレの対策一つにいたしましても、西ドイツの例を引けば、第一次世界大戦、第二次世界

は事業主の援助という美名のもとに、企業の労務管理を強化させる一助となるものではないだらうかと私は恐れるのですよ。つまり、給付金制度は事業主が実施する、つまり、労働者に対する意味の貸しをつくることになりますね。労働者側は物が言いにくくなるのではないか、こういう心配を私は持つわけでございますが、こういう点はどうでしょうか。どう思われますか。

○東村政府委員 ただいま先生は給付金制度を取り上げてお話をございましたが、財形政策の中では、いま先生がおっしゃったようなことがで起きるだけなくなるようにと、これがいわゆる労務管理対策であるとか労働力定着対策に使われないようにという心配をしておられます。中では、いかに効率よく労働力を確保するかが課題でありますから、そこに格差ができるだけです。つまり、給付金制度を活用してやろうという力ある企業はできましても、ないところは全くできないわけですから、そこに格差ができるだけですね。二つの問題があると思うのですが、これについてどのようにお考えでありますか。

○東村政府委員 まず給付金の問題でございますが、仮に法律ができた場合に、給付金制度をどの程度採用する見通しなり実態があるか、こういうことをございますが、実は、現在これに類似の形

のは全く自由でございまして、これをだれも強制するわけにはまいりません。さらに、財形貯蓄をやつた場合に、これは給料からの天引きということがございますが、そのためには労働基準法二十四条で労使協定が必要になりますので、ここでまたチェックをされるわけでございます。さらに、今回の改正案にもござりますように、転職した場合に財形貯蓄が続いているとどうしても足りないといふことでございまして、定着対策になるわけですが、これを今回、転職した場合でも引き続き財形をやつておられるという姿ができるよう改定を考えておるわけでございます。

それから、いま御指摘の給付金制度の問題でございますが、これも、これをやるかどうかという

ないと思う、しかし、運用面ではやはり心配があるのでしよう、しっかりと行政指導をやっていくといふ答弁だったので、特にここは大事なところですから、大臣よく記憶していただき、真剣にうござります。この行政指導をしていただきたいということですけれども、助成金が百人以下は五%、二十人以下で一割、確かに厚いことは厚いですけれども、その割合自身がまだ非常に低いものだと思います。ですから、その格差を本當になくぞうと思うならば、この助成の割合をもつと広げなければうそだと思うのです。これは大臣、大事なところですよ。本当に零細企業で働く労働者を守ってあげようと思うならば、またその助成金制度を生かそうと思うのですが、そこにもっと力を注いでやらなければならぬ、こう思うのですが、大臣の辺はどうですか。

それから、御指摘のよう、中規模で五%、小

くなるとは思いませんが、ただこういいう助成金を出さない場合よりは縮小するんじゃないかといふことを申し上げたわけでございます。

それから、御指摘のように、中規模で五%、小規模で一〇%というような比率そのものが不十分ではないかといふわけでございますが、こういいう

制度をつくること自身が非常に新しい問題、いわば質的に一つの転換を遂げるという問題でございますので、こういいう姿勢が出たといふことが、こういいう大きな意味を持つのじやないだらうか。したがい

まして、この比率をどうするかという問題ももちろん御指摘のようにございますが、こういいう制度をつくること自身が非常に新しい問題、いわば質的に一つの転換を遂げるという問題でございます。

○大橋(敏)委員 確かに私もこれはいい制度だと

は思ふ。思いますけれども、どうしても、できる

企業とできない企業の格差が出てくることが気に

なつてならないわけですね。その努力は私も評価

します。しかし、もっともつと内容を改善していただきたい。後で大臣の答弁の中に、この気持ちも含めてお願ひしたいと思います。

○大橋(敏)委員 大臣、いま局長は、まず各所で

チエックされるので労働者が不利になる立場には、うな作用をそこでするわけでございますので、そ

ういう形で格差問題も何とか解消するような方向に行きたい、かようになります。

○大橋(敏)委員 零細企業には厚い助成をすると

いうことで、その格差はなくなるのじやないかと

いうことですけれども、助成金が百人以下は五%

です。

二十人以下で一割、確かに厚いことは厚いです

けれども、その割合自身がまだ非常に低いものだ

と思います。

ですから、その格差を本當になくぞう

と思うならば、この助成の割合をもつと広げな

ければうそだと思うのです。これは大臣、大事

なところですよ。

本当に零細企業で働く労働者を

守ってあげようと思うならば、またその助成金制

度を生かそうと思うのですが、そこにもっと力を注

いでやらなければならぬ、こう思うのですが、大

臣の辺はどうですか。

促進事業団が現在行つております財形持ち家分譲融資の実績はどうなつてゐるのかということです。私は非常に芳しくないと、うふうに聞いていました。されど、どうでしようか。

○東村政府委員 御指摘の雇用促進事業団の持ち家分譲融資の実績でござりますが、昭和四十八年九月から始まつたわけでございます。四十九年度においては百億、四十九年度においては百三十億の枠を設定しましたが、ただ、制度発足間もないことでなかなかP.R.も行き届かないということもありますし、同時に一方景気停滞、物価上昇という問題もございまして、なかなか事業主の方がこの制度に乗つて分譲住宅を建てようという意欲がわかなかったといいますか、条件がなかつたといいますか、そういうことでございまして、現在までの実績は三十一億、こういふうに相なつております。五十年度におきましては、もう制度発足後日がたつてしまひますし、これから安定成長ということござりますので、従来のような条件よりもよりよくなるのではないかというふうに考えまして、せつかく努力をしてまいりたいと思ひます。

なお、こういう問題の一つの検討の結果として、やはり分譲融資という形だけではなかなかだめでないかということもござりますので、分譲融資は分譲融資といたしまして、法律でござりますような個人の財形持ち家融資という道を開くことによつてこの資金の活用をさらに図つていこう、かように考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、この前席案になりますが、改正法案にはありましたけれども、長期財形住宅貯蓄契約者に対するいわゆる割り増し融資制度は、今回の法改正の中ではどのように消化されつゝ頗りになるわけでござりますが、先生から先ほどお話をございましたように、それ以外から集めるのは非常に大変だ、これはおっしゃるとおりでござります。非常に大変だというところを何とかしよう、したがつて財形貯蓄の二倍まで借りられる道を開くということ、借りることが容易

がきわめて厳しく、その利用が限定されておりました。貸付限度額が標準建設費の範囲内で抑えられておりました。それからさらには七年間という長い先の話でございました。こういうことについておきましたは、それを発展的に改組拡充をいたしました。今度は通常の財形貯蓄契約を締結いたしました。三年以上の期間にわたつて貯蓄を行つた一定の労働者を対象とするということが一つであります。もちろん最高がございますが、持ち家取得資金を借りられるようになつたこと、それから第三番目には、住宅金融公庫の一般個人住宅貸付と等々ございまして、前はなかなか窮屈な条件がございましたが、今度はそれを非常に緩めて、しかもそれをさらに高めたようななかつこうで吸収をしたというふうに御理解願えればいいと思ひます。

○大橋(敏)委員 非常に要件が緩和されて、大きな改善だということのように受け取れたのです。が、それでは今回新設される財形持ち家個人融資についてでござりますけれども、債券の調達あるいは利子に応じた条件で貸し付けをいたします。こういうふうになつておりますけれども、これは分譲融資といたしまして、法律でござりますような個人の財形持ち家融資といふ道を開くことによつてこの資金の活用をさらに図つていこう、かように考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、この前席案になりますが、前回の改正案に盛り込まれておられた改訂は、長期財形住宅貯蓄契約者に対するいわゆる割り増し融資制度でございましたが、それが今回は別の形をとつたわけでござります。この長期財形住宅貯蓄契約といいますのは、対象者の要件

になるということ、そのことが非常に当面大切ではないか、これは非常にいいことではないかということを考えたわけでございまして、御指摘のよろに、利子補給をしないという問題はござりますが、かなりそういう面では前進であるということをお認め願えればと思います。

○大橋(敏)委員 そのとおり、中身はなかなかないことにはなつていて、しかし、これは利子補給は国が見るというぐらいまでいかなければ、先ほど西ドイツの問題が出ておりますので、そういう立場からいえば、当然利子補給は国がするというぐらいの前進を見なければ、やはり期待された財形法ではない、私はこのよう思ひます。また、利子補給するぐらいの改善がなされれば答申の精神も生きてくる。こう思うのですが、大臣、その辺はどう思ひますか。

○東村政府委員 先生のおっしゃるよう、さらに加えて利子補給ということになればよりベターであると思うのですが、ただ余り利子補給ということが全面的に出ますと、資金の枠の問題にも響いてきますので、そういうデメリットもある。これは一半の理屈と言えはそれまでかもしれない。そういうことがあると思うのです。しかし、ワシントップとしては、とにかく借りられやすいようにするということが当面の問題でござりますので、仮に利子補給をしなかつたならば、これはやめた方がよかつたのかといふと、そうでもないし、これはこれ自身で意味があると考へましたので、この制度を採用した、こういう次第でござります。

○大橋(敏)委員 時間もだいぶたつきましたので、じゃ次に移りましょう。

いま労働省からいただいた資料を見ますと、財形貯蓄が三千七百五十二億三千六百十四万四千円なされているといふのですね。このように大きな金額になつてゐるわけですが、この資金の活用の道が持ち家融資に限られてゐるといふのは問題ではないだろうか、もっと労働者の福祉のために広く役立たせることを考えるべきではないか

と私は思うのでござります。これは先ほどの質問者からもあったように思いますけれども、もう一度この点明確に答えていただきたいと思います。

○東村政府委員 御指摘のとおりの資金活用の実情でござりますが、これにつきましてはいろいろ問題もござりますが、問題もござります。

先ほど申し上げましたが、財形貯蓄というものは金融機関に大体一年程度据え置くというのが多いわけでござります。しかし、持ち家融資なりその他の労働者の福祉のために役立てるということになりますと、それがかなり長期に寝るといいますか、償還の期間が長くなりますので、その辺の調整も一つ問題ではないかと思うわけです。

それから現在持ち家に集中的に使われておりますのは、先ほどからいろいろお話をござしますように、他の労働者の福祉のために役立てるということになりますと、それがかなり長期に寝るといいますか、償還の期間が長くなりますので、その辺の調整も一つ問題ではないかと思うわけです。

○東村政府委員 この問題につきましては、先ほどのお話を関連するわけでございますが、家を建築するという場合には、自分の手持ち資金とそれから住宅金融公庫からの公的資金、これが一社内預金について、その功罪がいろいろと話題になつてゐるわけでござります。特にこうした財形形成促進の法律もできたことでありますし、この社内預金の管理の適正化を図りつつ、財形制度との調整を図つていくべきではないか。実は四十九年の答申の中にも「労働者財形形成促進法に基づく各種制度と現在企業で行われている財形形成のための類似制度との調整を図ること」と、すでに指摘しておりますね。したがいまして、私はやはりこの社内預金に対しても一つのしっかりした考

えを持った行政指導がなされるべきである、こう思ひます。いかがなものでしょ。か。

○東村政府委員 社内預金の問題につきましては、現在二兆円というようなかなりの数字に上っておりますし、こういう時代でございますので、不払いといいますか、焦げつきといいますか、そ

ういうことがあってはならないという観点から先般一斉に監督をやってみたわけでござります。その結果は、社内預金についての不払いはほとんどございませんでしたが、御指摘の管理について、われわれが指導通達を出しておるのに、その線から見ますと、かなりリーズの点が見受けられましたので、社内預金の管理についてはさらにつきつたるようだといふことを全国に指示してますし、今後とも社内預金の管理の適正化については努力してまいりたい、かように考えます。

○大橋(敏)委員 この財形法が発足したのが四十六年ですね。それから今日の財形貯蓄契約労働者数、労働省から出たのを見ますと、三百九十五万六千七百二十九人である、こういう数字が示されていますが、この数字は、発足したときの予想されたのとどうだったのか。私は、ある一面では非常に予想以上に伸びたのではないかという感じを持っておりまして、労働者の関心と期待は大きいのではないか、こう考へておるわけです。

ましてや、全国就業者中に占める雇用労働者数は、四十八年度で三千五百七十万人、六八・八%であるということも示されておりますし、五十五年度では四千百万人になる。こういうふうに推計されております。バーセントで言えば七三・五%です。まさに労働者社会が実現してくるわけでござりますが、そうしたわが国の現状、実情から、この財形貯蓄というのは本当に、本気になって進めていくべき内容ではないか、こういふふうに思ひます。が……。

○東村政府委員 だいまお挙げになつた数字、当初予想したものとどうかというお話をございますが、われわれも、いろいろ試算をする中では、こういう数字に近いものも考へられなかつた

わけではありません。しかし、西ドイツ等の比較等においては、まあこういう数字になるという

ことが自信を持つて見通せなかつたことは事実でございまして、そういう意味では予想外というることは言えると思います。つまり、西ドイツや何かから見ますと、かなり伸びておるということになります。同時に、これからも、こういう数字は、どういうテンポかわかりませんが、伸びていくと思います。そういうことになれば、先生おっしゃるよう、財形貯蓄、財形に関するいろいろの制度というものをさらにさらに充実させしていくことが必要になってくるのじゃないか、かように考へる次第でござります。

○大橋(敏)委員 もう時間が参りましたので、最終的に要望になるわけですが、今回いろいろ改善が図られることになるわけでござりますけれども、この活用が十分なされるか、なされなければ内容を全部申し上げたかったのですけれども、残念ながら時間が来ましたので……。

いま信用金庫は、地域金融機関として四百七十六金庫、四千六百余の店舗をもつて地元中小企業、地域住民の金融の円滑化に努力しているのだ、しがたがって今度の労働者財形形成給付金制度の取り扱い金融機関にしてほしい、こういう要望なんですかけれども、どんなものですかね、これは。

○東村政府委員 それは給付金制度に関する参入の問題だと思いますが、それが何をもつてあります。バーセントで言えば七三・五%です。まさに労働者社会が実現してくるわけでござりますが、そうしたわが国の現状、実情から、この財形貯蓄というのは本当に、本気になって進めていくべき内容ではないか、こういふふうに思ひます。が……。

○長谷川国務大臣 大橋先生からだんだん財形形成に対する御評価をいただきましてありがとうございます。まさに労働者社会が実現してくるわけでござりますが、そうしたわが国の現状、実情から、この財形貯蓄というのは本当に、本気になって進めていくべき内容ではないか、こういふふうに思ひます。が……。

○水谷政府委員 将來の問題といふことになりますと、自然考へる余地がないといふことはもちろん言えないわけでござりますけれども、これほどちらかといふと財形制度に関する問題よりも金融機関の業務分担といふと、一言で言えぱ

ども、將來考へる余地がある……。

○水谷政府委員 将來の問題といふことになりますと、自然考へる余地がないといふことはもちろん言えないわけでござりますけれども、これほどちらかといふと財形制度に関する問題よりも

かつこうで、御批判などもいただいておりますが、これを大きく育てる、小さく産んで大きく育てる、こういう社会的要請にマッチしてやつていきたい、こう思つております。

○大橋(敏)委員 終わります。

○小宮委員 昨年ごろから労働省では、労働者の財産づくりということを目玉商品の一つとして宣伝されてきたわけでござりますが、私はその前に、

今日のインフレ、物価安定、それにこの不況の克服こそが労働者の財産づくりの大前提でなければならぬと思うのですが、大臣はこのインフレ抑制、物価安定についてどのよう見通しをされておるのか、それからまた、不況克服についてもどのよう考へられておられるのか、ひとつ見解を承りたいと考へます。

○長谷川国務大臣 おっしゃるとおり、いま世界がインフレで、その中に不況があり、さらにはまた雇用不安といふものが有るわけでございま

す。けさ閣議において総理府長官が、あちらの方でとつた一月の完全失業者の数字などを発表しておきました。百万は割っておりますけれども九十九万という数字、アメリカが八・二%で七百万、そ

の中に十六歳から十九歳が驚くなかれ二〇・三%、こういうことからしますと、やはり私はインフレーションを抑えることが最大の眼目である。そして一方においては、働く職場から離職する者を少なくしていく、こういう政策が大事だ。

そして財金でございましょうね。ということになりますと、大体日本の場合には、国会の審議を経まして、雇用調整給付金などが働いておつて、こ

こ一、二ヶ月というものは失業者といふものは数字は横ばいになつております。こういう形をとつてゐる。一方、物価対策は、ここ三、四ヶ月は卸売物価といふものは安定しております。これが樹立して三月末の消費者物価が一五%以内におさまるといふか、こうになつたことなどが、労働者の月給もさることながら、これをもう奥さん方、こういう方々の日常の心構えといふのが大分違つて

くる。安心が出てくる。そちらの方にいままから先にやりつつ、一方は雇用関係をにらみながら、時にきめ細かい中小企業対策とか、あるいは地方の公の建設、こういものなどを網の目を細かくしながら物価抑制をねらいつやつしていくことが一番大事じゃなかろうか、こう思いながら、せつかの微力を尽くしているところあります。

○小宮委員 失業者の統計のとり方にも、これはアメリカとか西ドイツと日本の場合はそれぞれ違つておるわけであります。だから、その意味では日本の総理府がとつておる統計数字にしては、これは内輪の問題になる。向こうでは一時帰休という問題がない。レイオフ、一時解雇ということを全部失業者が上がつてくるわけですが、わが国の場合、失業者として外に出さずに内に抱えておるというところに過労労働力の問題があるわけです。

そういう問題は別の機会に譲りまして、とにかくいざれにしても、今日インフレによつて労働者の預貯金が非常に減りをしておるということは、これはもうすでに御承知のように訴訟まで起つておられるわけです。その点から財形審議会の答申でも、財形貯蓄については税の減免だけではなくて、やはり西ドイツのようう貯蓄額の二〇%相当額、最高十万円を限度として国が割り増し金制度といふものが実現されておりません。これは大臣は一生懸命努力されたとは思いますが、どうかのように努力されたのか、また今後の見通しについてはどうなのが、その点ひとつ大臣から答弁願います。

○長谷川国務大臣 これは私微力で、直ちに実現できなかつたことは非常に遺憾と存じます。しかしながら、わが党あるいは野党の皆さん方も、大臣と労働省の予算折衝のときなどは大変御加勢いたしました。しかしながら、西ドイツの場合二十年間の歴史ある優等生、こちらの方はスタートして三年というふうなことと、やはり国情

の違い、社会保障の違い、こうしたことなどで一遍に解決しなかつたことです。私は思わず理想といふものは一日にして成らず、予算獲得できないときにはそう申し上げたことですが、これは審議会の御答申もありますし、さらにまた、本年度以降もこういうものも含めて検討していくという態勢でございますので、せつかく西ドイツみたいに直ちに大幅といふことが仮になくとも、しかしそういうものが今度少しずつあらわれている。中小企業の場合、零細企業の場合といふに多少の前進がそんなところにある。しかし一方、いまから先も大いに検討し、御協力を願うといふことで御理解いただきたいと思うのです。

○小宮委員 日本の財形制度といふのは西ドイツの制度を見習つたと思ひますけれども、西ドイツで労働省と経営者、いわゆる労使関係が非常に安定しておるという背景の中には、政府が労働者の生活安定のために財形政策に非常に力を入れているというのも一つの大きな要因になつておるのである。ところが、これは大臣が一番御承知のように、わが国では労使関係が、全体としてではなくて非常に悪化しておる。こういうような面から見ましても、やはり政府、労働省といふのは労働者の財産形成についてもっと力を入れるべきだ。いま御承知のように、税金の問題一つをとりましてもトーゴーサンとかクロヨンとか言われるようだ。労働者は非常に冷遇されている。そういうような意味では、日本の労使関係を安定させるためにも、いわゆる正常化させるためにも、政府としても労働省としても、労働者の財産形成についてはもっと力を入れて、そしてひいては労使の安定化を図る、正常化を図るというのが一番大きな問題だと私は思うのです。

○長谷川国務大臣 これは私微力で、直ちに実現できなかつたことは非常に遺憾と存じます。しかしながら、わが党あるいは野党の皆さん方も、大臣と労働省の予算折衝のときなどは大変御加勢いたしました。しかしながら、西ドイツの場合二十年間の歴史ある優等生、こちらの方はスタートして三年というふうなことと、やはり国情

の違い、社会保障の違い、こうしたことなどで一度に解決しなかつたことです。私は思わず理想とかの方々は何のことかわからぬと思うのです。いわんや、社会的意義なんというのは、ほかの方々はなおわからぬ、こういうことからしますと、私はやはり労働者政策としての財産形成というものはどういう意義を持っているかということを、労働行政に關係する皆さんとわれわれだけじゃなくして、一般的の指導者階級といいますか、そういうことで御理解いただきたいと思うのです。

○小宮委員 日本の財形制度といふのは西ドイツの制度を見習つたと思ひますけれども、西ドイツで労働省と経営者、いわゆる労使関係が非常に安定しておるという背景の中には、政府が労働者の生活安定のために財形政策に非常に力を入れているというのも一つの大きな要因になつておるのである。ところが、これは大臣が一番御承知のように、わが国では労使関係が、全体としてではなくて非常に悪化しておる。こういうような面から見ましても、やはり政府、労働省といふのは労働者の財産形成についてもっと力を入れるべきだ。いま御承知のように、税金の問題一つをとりましてもトーゴーサンとかクロヨンとか言われるようだ。労働者は非常に冷遇されている。そういうような意味では、日本の労使関係を安定させるためにも、いわゆる正常化させるためにも、政府としても労働省としても、労働者の財産形成についてはもっと力を入れるべきだ。

ところが、われわれが見ましても、西ドイツと比べても西ドイツの方は労働者の財産形成に非常に力を入れている。それに比べれば歴史も浅いけれども、ようやくいま縁についたと言えば言えないうこともございませんが、やはり力の入れ方によつては、西ドイツ並みにやろうと思えばやれることはないとと思う。

○長谷川国務大臣 まさにおっしゃるとおりでして、夜テレビを見ていると、民放などが財産形成、

財産形成と広告を出しますね。しかし、これは自分でやつている人はわかるでしょうけれども、ほかの方々は何のことかわからぬと思うのです。いわんや、社会的意義なんというのは、ほかの方々はなおわからぬ、こういうことからしますと、私は無理でしゃうから言いませんけれども、ただ財形貯蓄に対する税制上の優遇の問題です。こんなところへもそういう政府の姿勢といふものが出ておるわけですが、改正案の内容は、利子非課税の限度額の引き上げ、税額控除率及び限度額の引き上げ、こうなつておるわけですが、これは税制を中心とした優遇策でございますが、やはり財形貯蓄の金利についても引き上げるべきじゃないか。西ドイツの場合もやつておるわけですから、そういうような意味では、金利の引き上げにあたります。しかし一方、いまから先も大いに検討し、御協力を願うといふことで御理解いただきたいと思うのです。

○東村政府委員 財形貯蓄に対する優遇措置の仕方でございますが、先生おっしゃいましたように、おいては一つの指針が審議会の方から出されておりますので、これの普及徹底と申しますが、その審議会の方々の御奮発もまたお願いしないが、いまから先、そちらの方に力を尽しつつ、一方たちがその中心になって、皆さんと一緒にやつてもらいますので、これが普及徹底と申しますが、その審議会の方々の御奮発もまたお願いしないが、これから社会的にずっとPRしてもらひ、もちろん私たちは一つの指針が審議会の方から出されておりますので、これの普及徹底と申しますが、その審議会の方々の御奮発もまたお願いしないが、これから社会的にずっとPRしてもらひ、もちろん私たちがその中心になって、皆さんと一緒にやつてもらいます。これが日本の場合には、今まで労使がなかなかうまくいっておりませんでしたが、これは非常に残念なことです。そういうところじゃもうないんだ。日本はここを切り抜けるか切り抜けぬか、大変なことですから、ことに組合といえどもこれだけの大きな力を持つておるのですから、社会的に文化的に経済的に、非常に一方においては非常に文化的に経済的に、非常に一方においては責任もあるわけですから、国全体の経営に責任がある。これが非常にお役に立つことは大体わかつたことですから、そういうことでぜひ私は、啓蒙なり推進をやっていきたい、こう思つております。

○小宮委員 労使がどうあるべきかということについては、春闘のたびにも大臣が一番よく存じておられますから、そういうような立場からも、やはり労働者の財産形成については、政府としてももう少し力を入れるべきだ。だから、いまがこのからこの枠内でしか物事が考えられないといふことでは、いまより以上の労働者に対する財形についての政府の施策といふものは発展性がないと、いうふうに指摘をしたいのです。

この財形貯蓄に対する利子非課税の限度額は五百萬円になつておるわけですが、財形本来の目的からいってもこの限度額を引き上げるということでは、いまより以上の労働者に対する財形についての政府の施策といふものは発展性がないことを考えなければいけませんが、限度額を設けるということ自体に私は何か不合理を感じるわけです。もつと限度額を引き上げるか、あるいは退職

金に至つても一千円くらい最近もうわけですね。三十年で非課税が退職金の場合は一千円ですね。

三十五年で一千二百萬、労働者が三十年、三十五年働いてもった、そういうふうな一千万なり一千二百萬の退職金に対し、こういうようないい非課税の限度額を五百萬円に上げたと言うて労働者はいはつておるようだけれども、もっとこれは一千万に上げるとか一千五百萬まで引き上げる。少なくとも汗水たらして働いた金に對して利子課税まで設けるというのはちょっとおかしなさいと私は言いたい。撤廃すべきだ。それが一挙に無理であるならば少なくとも一千万、一千五百萬くらい上げるべきだ、こういうふうに私は考えるのですが、局長どうですか。

○東村政府委員 ただいまのお話は利子非課税の限度額の問題でござりますが、実はこれは御承知のマル優制度というのがございますが、これは現行三百万でござります。この別種として労働者に限つて認められておるものでございまして、したがいまして、それとの関係から限度額を撤廃するということはちょっと考えられない。

○東村政府委員 限度額は昭和四十七年発足当初は百万円でございましたが、四十九年度税制改革により五百萬円に引き上げられたといふものでございます。御趣旨はわかりますが、現在でもかなり上がつておるし、一方マル優制度とのバランスもあるということを、先ほどのお話のように御叱正あるかもしませんが、そういう実態でござります。

○小宮委員 限度額の引き上げの問題についてのは、これはもう私は限度額を設けること自体が不合理だ、特に財形の目的からいつても。その意味ではいま言われるおり、いつもほかの金利体系の問題いろいろあるし、そこまでは私も撤廃しろとまでは言わないとしてもやはり限度額を大幅に引き上げるよう、やはり来年度あたりは、五十一年度あたり早急に検討すべきだ、こういうふ

うに思います。

それから、財形貯蓄によつて家を建てますね、そういうふうな住宅貯蓄にかかる印紙税、不動産取得税、登録税なども、財形貯蓄によつて家を建てた場合は、こういうふうな制度の目的、労働者の負担の軽減から見て、私はこういった諸税は免除すべきじゃないかというふうに考えるのです。

これが、これは労働省としてはどのように考えますか。

○東村政府委員 ただいまの問題でござりますが、持ち家の取得につきましては、これは一般の特例等の措置が講ぜられておりますが、財形分譲融資に当たりましては、所有権移転登記の登録免許税の軽減等の措置が講ぜられております。印紙税、不動産取得税、登録免許税についてさら

にこれを免税にするということことは、これまで申し上げておりますように、全体の税体系から見てなかなかむずかしい問題ではないかと考えております。

○東村政府委員 庭つき一戸建て住宅の規模につきましては、住宅金融公庫の融資によって建設された住宅の実績によりますと、全国平均で住宅の面積が九十六平米、敷地面積が二百五十四平米となつておりますが、この程度の規模が標準ではないかと念のために一番新しいところの数字でひとつ示してください。

○東村政府委員 昭和四十九年十二月末現在の財形貯蓄の加入者数は三百九十六万人、貯蓄残高は約三千七百億円でござります。

○小宮委員 そこで私が知りたいのは、加入者の平均年齢がどれだけになっておるか。それでその人たちの平均年間所得はどれくらいなんだろうか

○小宮委員 そのことですが、これは労働省としては把握しておりますが、私どもといたしましては、こ

れは推計がなかなかむずかしいわけでござります。

○東村政府委員 今度の改正案で、事業主は従業員の財形貯蓄奨励のために付加金が義務づけられているわけですが、この付加金は大体幾らですか。

○東村政府委員 いま御指摘のございましたのは給付金だと思いますが、この給付金は、もちろんこの法律ができました時初めて動き出すわけだと思います。どの程度を想定しておるかというお話をだと思いますが、私どもといたしましては、こ

れが、年間一人当たり十万円程度を最高限度額にしますが、政令においてそういう規定をしていくことは思つておらず。しかし、いずれにいたしましては、この制度の本旨は労使の合意によつて運用するということでござりますので、その拠出金の額についても労使が合意した金額によつて決まる、

○小宮委員 現行の財形制度は財形貯蓄と財形持をして家を建てようと計画した場合、毎月幾ら貯蓄して何年後に家ができるのか、ひとつ具体的に教えてください。

○東村政府委員 財形持ち家個人融資が新しく今までできたという前提で考えてみますと、資金源は自己資金とそれから金融公庫と今回の個人融資、

こういうことになつて、その他いろいろ合わせてやることになると思うわけでございます。

これが、たとえば毎月二万円、

年二回のボーナス期に各十万円という財形貯蓄を

五ヵ年間行いますと、その元利合計が二百五十万円程度になります。二百五十万円になりますと、その倍の五百萬円が借りられる。それは確かに五十年二回のボーナス期に各十万円という財形貯蓄を

五ヵ年間行いますと、その元利合計が二百五十万円程度になります。

○東村政府委員 それで、労働省は当初はこれで庭つ

ち家が大きな柱になつておるわけですが、労働者がこの制度に加入するというのは、やはり持ち家の方々が大半だと思うのですよ。しかし、先ほどからいろいろ指摘がありましたように、果たして、この制度だけで家が建てられるかどうかということははなはだ疑問です。それは家を建てる場合の一助にはなると思います。そこで、労働省は庭つき一戸建てといふことを盛んに昨年は宣伝をした

わけですから、庭つき一戸建てといふのは大体どの程度の規模のものを労働省としては考えておるのか、この点いかがですか。

○東村政府委員 庭つき一戸建て住宅の規模につきましては、住宅金融公庫の融資によって建設された住宅の実績によりますと、全国平均で住宅の面積が九十六平米、敷地面積が二百五十四平米となつておりますが、この程度の規模が標準ではないかと念のために一番新しいところの数字でひとつ示してください。

○東村政府委員 昭和四十九年十二月末現在の財形貯蓄の加入者数は三百九十六万人、貯蓄残高は約三千七百億円でござります。

○小宮委員 そこで私が知りたいのは、加入者の平均年齢がどれだけになっておるか。それでその人たちの平均年間所得はどれくらいなんだろうか

○小宮委員 そのことですが、これは労働省としては把握しておりますが、私どもといたしましては、こ

れは推計がなかなかむずかしいわけでござります。

○東村政府委員 全体的な体系的な資料はございませんが、財形貯蓄に入っている五千人の労働者について四十八年に行われました民間の調査でございます。それにありますと、加入者の平均年齢は約三十六歳、平均年収は百四十万円でございまして、これは考えてみますと全労働者の平均と大体同じでござります。

○小宮委員 それでは仮に財形貯蓄にことし加入

蓄して何年後に家ができるのか、ひとつ具体的に教えてください。

○東村政府委員 財形持ち家個人融資が新しく今までできたという前提で考えてみますと、資金源は自己資金とそれから金融公庫と今回の個人融資、

こういうことになつて、その他いろいろ合わせてやることになると思うわけでございます。

これが、たとえば毎月二万円、

年二回のボーナス期に各十万円という財形貯蓄を

五ヵ年間行いますと、その元利合計が二百五十万円程度になります。

○東村政府委員 それで、労働省は当初はこれで庭つ

き一戸建てといふことを盛んに昨年は宣伝をした

わけですから、庭つき一戸建てといふのは大体どの程度の規模のものを労働省としては考えておるのか、この点いかがですか。

○東村政府委員 庭つき一戸建て住宅の規模につきましては、住宅金融公庫から四百五十万円程度になりますと、その元利合計が二百五十万円になります。

○小宮委員 それで、労働省は当初はこれで庭つ

き一戸建てをつくるのだということを盛んに言つておつた。ところが最近になつたら庭つき一戸建てといふことも労働省の口から全然消えてなくなりました。それでまた最近は、いや、それはあくまでこの制度で家をつくるということではなくて、家をつくるための一助としての制度でございました。そういうふうに相なるかと思うわけでございます。

○小宮委員 財形貯蓄に加入して家を建てようといふ人は、やはりここに加入して家を建てようといふ考え方ですから、労働省は当初はこれで庭つき一戸建てをつくるのだということを盛んに言つておつた。ところが最近になつたら庭つき一戸建てといふことも労働省の口から全然消えてなくなりました。それでまた最近は、いや、それはあくまでこの制度で家をつくるということではなくて、家をつくるための一助としての制度でございました。そういうふうに相なるかと思うわけでございます。

○小宮委員 この法律案は昨年も国会に出されたわけですから、そういうふうな意味では労働省はもっと前向きに取り組んでいただきぬと、なかなかこういうふうな時代ですから、非常に後退しておるよ

うな印象を受けることは残念でございますが、いま言われるよう、本来われわれもそういうような意味で考えれば、それは七年後、十年後に土地の価格はどうなるのか、建築費はどうなるのか

い問題でござりますし、時間がかかりますからやめますけれども、そういうふうな意味で単純計算でいけば、これだけたまつてこれだけになるから家ができるという計算ができますけれども、そろ簡単にいかかどかということは非常にむずかしいと思います。

それはそれとして、さて家がいよいよでき上がったとした場合に、その融資の返済期間と返済金は、毎年元利合計で幾らになるのか、その辺いかがですか。

○東村政府委員　返済期間でございますが、これは住宅の種類を入れて考えなければいけませんが、耐火構造の場合これは三十五年以内、それから簡易耐火構造の場合二十五年以内、木造の場合は十八年以内ということを考えているわけでございます。これは財形持ち家個人融資の話でござい

そこで、労働者が住宅を建てる場合に、たまたまお話し申し上げましたように、住宅金融公庫の融資と、先ほど申し上げました財形持ち家個人融資と両方利用することができますので、それを合わせて利子計算その他をやつてみたわけでござります。先ほどの計算でもほぼ一千万円近いとことでございますので、切りがよいので一千万円ということでやってみますと、融資の平均年利率を約7%といたしますと、毎年の返済額は耐火構造の場合が約七十七万円、簡易耐火構造の場合は約八十五万円、木造の場合は約九十八万円、年間でございますが、そのように相なるわけであります。

〔竹内（黎）委員長代理退席、委員長着席〕
○小宮委員　木造の場合でも年間九十八万円返済していくというのは、なかなか並み大抵のことはできませんよ。よほどの収入のある人でなければ財形貯蓄制度に加入して家を建てるということ是非常にむずかしいと思うのです。

それは別として、次は土地の問題ですが、財形審でも持ち家取得について土地対策が強化されない限り住宅問題の解決はあり得ないということを

指摘しておりますが、まさに私はそのとおりだと

思うのです。土地確保について国が責任を持つのかどうかその点いかがですか。

○東村政府委員　これは財形政策の中において国が土地を確保するということではなくて、やはり一般の土地政策の中で財形で持ち家ができるようになります。特に考えております。特に考えるわけでございません。

○小宮委員　結局土地が確保できないと、加入しても実際家を建てようと思って建てられないわけですよ。だから私は、その財形貯蓄をやって家を建てようとする人に対しては、この制度本来の目的からいっても、やはり國がある程度土地につけても責任を持って確保してやるといふところまでいかぬと、なかなかむずかしいのじやないか、こういうふうに考えます。また、改正案で、新たに住宅公団、宅地公団が発行する宅地債券を購入するための預貯金についても一定要件を満たすものについては財形貯蓄に含めるということになつてますが、この一定要件というの、これは何ですか。

○水谷政府委員　宅地債券というの、実は現在、余り幅広く行われておりませんので、そのようなものが行われた場合に、これを対象にしよう、言つてしまえばそういうことになるわけでござりますが、ただいま御質問の、一定の要件といいますのは、三年以上の期間にわたって継続的に宅地債券を購入すること、それが一つ。それから、購入した宅地債券については、その償還差益を含めて、すべて宅地の取得のための頭金に充てること。それから債券の購入は、事業主を通じて賃金からの控除により行うことというようなことを一定の要件というようないたしております。

○小宮委員　それは、宅地債券を購入すると、土地の確保ができるわけですか。

○水谷政府委員　この辺は非常にむずかしい問題でございますが、宅地債券の制度というの、従来かなり広く行われておりますが、現に宅地債券を購入して土地を優先的に確保した人というのもか

なり聞いております。で、たてまえ上は、宅地債

券を購入しますと、一般的の者に優先して宅地の購入といいますか、取得ができるというたてまえに入りますが、そのためには、そのうち公営住宅が四十二万八千戸、公団住宅が二十三万二千戸、計六十六戸の公共住宅が建設されておりまして、住宅建設総数に対しても九・四%の比率と相なっております。

ただいま先生御指摘のように、財形審議会におきましても、労働者の良質、低家賃の住宅を大量に供給する必要がある、一方にそういう問題を構えながら、一方には労働者が家を持ちたいという希望を何とかかなえさせてやるように持ち家取得について財形で考えると、こういう御質問でございまして、その線で現在やつておるわけでございません。したがいまして、建設省等ともさらに今後緊密な連絡をとりながらこの問題を進めていきますので、その線で現在やつておるわけでございたい。具体的将来の数字は手元にございませんの。したがいまして、建設省等ともさらに今後緊密な連絡をとりながらこの問題を進めていきます。したがいまして、建設省等ともさらに今後緊密な連絡をとりながらこの問題を進めていきますので、その線で現在やつておるわけでございたい。具体的将来の数字は手元にございませんの。

そこで、住宅供給に占める公共住宅の比率はどうなつておるのか。また、今後、公共住宅の建設計画はどうなつておるか。これは建設省の方があらかじめ加入できないということになるので、やはりもと低所得の人たちの住宅問題が解決するような、そういうような公共住宅を大量に供給するということが財形審議会でも指摘されておるわけです。

そこで、住宅供給に占める公共住宅の比率はどうなつておるのか。また、今後、公共住宅の建設計画はどうなつておるか。これは建設省の方があらかじめ加入できないということになるので、やはりもと低所得の人たちの住宅問題が解決するような、そういうような公共住宅を大量に供給するということが財形審議会でも指摘されておるわけです。

○小宮委員　財形貯蓄の残額は、先ほどの答弁の中でも三千七百億という答弁がありましたけれども、この残額が各金融機関別にどのように契約され、その契約内容がどうなつておるのか、各金融機関別にひとつ説明を願いたいと思う。

○長谷川国務大臣　お答えいたします。

四十九年十二月末現在が先ほどからお話しのとおり、証券会社十九社で約一千四百億円、信託銀行八行で約一千三百億円、都市銀行十二行で約三百八十億円、労働金庫四十七金庫で約三百二十億円、地方銀行十五行で約百六十億円、長期信用銀行三行で約百三十億円となつていています。

○小宮委員　その資金の運用については、各金融機関の自由裁量に任されておるのですか。

○東村政府委員　この資金の運用につきましては、法律におきまして持家のための融資制度をいろいろ設けられておりますが、それ以外のものは各金融機関に任されている、こういうことに

いては、われわれも積極的に賛成するというような気持ちもわいてこないわけです。そうかといつて反対する理由も特段ない。まあないよりはまだということで私も賛成をする気持ちでおるわけですねけれども、今までのいろいろ答弁を聞きましても、悪く勤ぐる人は、財形制度というのは、持ち家促進ということを口実にして労働者に貯蓄奨励を行っているのではないかという見方も一つあります。また一つは、国が当然やらなければならぬ住宅政策を労働者に肩がわりするものではないかという見方もあるのです。しかし、私も必ずしもそのとおりは見ませんけれども、しかし、そういうような意味ではやはり國が、各金融機関に運用を任されておるこういうような基金については、ひとつ國が財形基金として管理して、そしてむしろ労働者に対して有効活用を図るようなことを考へるべきだ。ただ、いま言ふ持ち家の分はありますけれども、後は全部結局金融機関に任せられておるわけですから、そういうなことではなくてやはりこういった批判を受けないようにならぬがために、この点について大臣の所見だけお伺いして、私の質問を終ります。

○長谷川国務大臣 先生の貴重な御意見のとおりでございまして、何といたしましても日本の場合には労働者が大事な宝でございますから、その方々の福祉向上のためには一層努めてまいりたい。この制度ができまして約四百万の方々に御加入いたたくということは、私は日本の労働者の非常に健全なあらわれだ、こう思つておるわけでありまして、その期待に背かないように審議会の御意見を中心にして推進してまいりたい、こう思ひます。

○小宮委員 労働大臣は信頼しておりますから。ある人が言つておつたけれども、労働省ではもう局長は余り當てにならぬけれども、大臣だけが、一番頼りになるといふ人もおりましたので、ひと

な気持ちもわいてこないわけです。そうかといつて反対する理由も特段ない。まあないよりはまだといふことで私も賛成をする気持ちでおるわけですねけれども、今までのいろいろ答弁を聞きまして、悪く勤ぐる人は、財形制度というのは、持ち家促進ということを口実にして労働者に貯蓄奨励を行っているのではないかという見方も一つあります。

つ期待をして私の質問を終わります。
○大野委員長 これにて労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案についての質疑は終了いたしました。
この際、休憩いたします。
本会議散会後直ちに再開することといたしました。

午後二時十一分休憩

午後四時六分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についての質疑は終了いたしておりますので、これより本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。葉梨信行君。

○葉梨委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になつております労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして賛成の意を表すものであります。

本法律案は、労働者の生活の実情に照らし、労働者の財産形成を一層促進する必要があることを踏まえ、現行法の内容を大幅に拡充強化していると考えます。

すなわち労働者財産形成貯蓄制度の改善、事業主の拠出による労働者財産形成給付金制度及びこれに関する中小企業助成金制度の新設、財形持ち家個人融資制度の新設等をその内容としており、これらは今後の労働者の財産形成を促進する上で大きな役割りを果たすものと考えるものであります。もちろん各党代表の御質問の中にも種々傾聴すべき御意見と御不満があつたことは承知し理解しております。

法改正の中で二、三の点について触れてみますと、第一に財形貯蓄の範囲拡大です。ふやせるもののは何でもかんでも対象として広げる、そうしてどんどん奨励していくべき考えが政策としてとられるならば、それに対し適当な措置を行うことが必要となります。その措置とは審議の中でも述べましたように、財形貯蓄は企業を通じて行い、天引きされるのでありますから、個人貯蓄に関する守秘義務と同じような義務を企業に課すべきではな

らさなければ不可能と考えます。

私は、この段階においては本法案をまず可決、成立せしめ、かかる後、理念についての堂々めぐりではなく、日本の現実を踏まえて具体的な実り豊かな論議を重ねることにより、次の前進を図ることが労働者の期待にこたえる最善の道と考えます。

以上の理由により、私は本法案に賛成の意を表明いたします。

○大野委員長 枝村要作君。

○枝村委員 私は日本社会党を代表して、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案に反対の意見を述べます。

今回の改正案は若干の税の優遇措置がとられておるわけですから、そういうなことでは

なくしてやはりこういった批判を受けないよう

に國が財形基金として管理して、もっと労働者のた

めに有効活用を図るということを、政府としても

労働省としても考へるべきではないかと思ひます

けれども、この点について大臣の所見だけお伺い

して、私の質問を終ります。

○長谷川国務大臣 先生の貴重な御意見のとおりでございまして、何といたしましても日本の場合

には労働者が大事な宝でございますから、その

方々の福祉向上のためには一層努めてまいりた

い。この制度ができまして約四百万の方々に御加

入いたたくということは、私は日本の労働者の非

常に健全なあらわれだ、こう思つておるわけであ

りまして、その期待に背かないようにならぬけれども、大臣だけが、こう思ひます。

○小宮委員 労働大臣は信頼しておりますから。

ある人が言つておつたけれども、労働省ではもう

局長は余り當てにならぬけれども、大臣だけが、

一番頼りになるといふ人もおりましたので、ひと

あります。

す。

第二は、給付金、助成金制度であります。

給付金制度は十月からであり、事業主負担ですが、ここにも事業主の思うがままの配分がされ、しかもわからない。五十年から実施されるのでそうかもしませんが、推定としても、年間総額一千万円になるかどうかも疑問であるというのも納得できないのです。

第三は、転貸融資についてです。

個人融資が新設され、労働者が直接、間接的に住宅融資を受けられるようになつたのであります

が、今日の社会経済状況から見て、実際の効果がこれといった実益がないのであります。特にわが党が主張し、財形審議会が再びにわたつて答申した國の負担による割り増し金の支給を実現させることについて、全くと言つていはほどその努力が見られないのはまことに遺憾であります。

とりわけ昨年の七十二国会の本委員会で附帯決議として示された財形基金の促進に有効な財政面からの優遇措置を可及的速やかに講ずることがなされていないのは、国会決議を軽視するものとして行政府の怠慢を強く指摘せねばならぬのであります。

助成金の支給も、せつかくつくられたのでありますから、よいものにしていかなければならないのですが、今日の段階では、その見通しはかいもくわからない。五十年から実施されるのでそうかもしませんが、推定としても、年間総額一千万円になるかどうかも疑問であるというのも納得できないのです。

以上の点を総合して、この改正案に賛成する根拠がきわめて乏しいのであります。顧わくは、わが党が積極的に賛成できるような転機をつくるためにも、先ほど申し上げましたような諸点を十分検討して、可及的速やかに実現されたいのであります。

以上をもつて反対の理由といたします。(拍手)

○大野委員長 石母田達君。

私は、日本共産党・革新共同を代表して、労働者財産形成促進法の一部改正案に反対の態度を表明します。

反対理由の第一は、自民党政権の政治によって深刻化したインフレによる労働者の生活や住宅問

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長谷川國務大臣 たゞいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公共企業体等労働委員会の委員の定数は、昭和三十一年の同委員会発足以来、公益委員五人、労働者委員及び使用者委員各三人とされておりますが、近年、同委員会が開催する労使紛争は増加する傾向にあるとともに、紛争の内容も複雑化、多様化する傾向にあり、しかも同委員会としては、これらの紛争を短時間のうちに集中的に調整せざるを得ない場合が少なくないのであります。このような事情にかんがみ、政府としては、同委員会の事務の一層円滑な遂行を期するために、同委員会の委員の定数を増加することが適当であると考え、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

説明申し上げます。

第一に、公共企業体等労働委員会の委員の定数につきまして、現行法においては、公益委員にあつては五人、労働者委員及び使用者委員にあつてはおのおの三人とされておりますが、これを、公労使各側それぞれ二人増加し、公益委員にあつては七人、労働者委員及び使用者委員にあつてはおのの五人とするとしております。

第二に、公益委員の政党所属につきましては、現行法においては、公益委員のうち一人以上が同一の政党に属することとなつてはならないこととされておりますが、公益委員の定数の増加に伴い、これを、公益委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならないこととすることとし、これに伴う関係規定の改正をしております。

その他、この法律案におきましては、その附則において、増加した定数を充當するための委員の

任命手続が進められている間の公共企業体等労働委員会の委員の定数その他について、所要の経過措置を規定しております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法は、中小企業の労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するため、昭和三十四年に制定されたものであります。この法

律に基づきまして、現在、中小企業の常用労働者を対象とする一般退職金共済制度と、建設業及び清酒製造業に期間を定めて雇用される労働者を対象とする特定業種退職金共済制度の二種類の制度

が設けられております。

これらの制度に加入している事業主の数は約二十四万、加入労働者数は約二百七十六万人に達しております。本制度は、中小企業労働福祉対策の主要な柱の一つとなつております。

ところで昭和四十五年の法律改正以降五年間に、一般的賃金及び退職金の水準は相当程度上昇しております。本制度についても、これらの動向に対応して改善を図る必要があるものと考えております。

政府は、このような観点から、本制度について所要の改善を行ふこととし、先般中小企業退職金共済審議会に諮問し、その答申をいたしました

ところです。そこで、ここに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、一般退職金共済制度に関する改正につきまして御説明申し上げます。

その一は、掛金月額の引き上げであります。

現行制度では、掛け金月額の最低額は四千円となつておきますが、賃金等の上昇

に合わせて退職金給付の改善を図るために、掛け金月額の最低額を八百円、最高額を一万円にそれぞれ引き上げることとしております。

その二是、退職金給付に対する国庫補助の増額であります。

現行制度では、退職金給付に關し、掛け金月額の最低額である四百円に対応する退職金について、掛け金の納付があつた期間が三年以上十年未満の場合はその金額の一〇%の国庫補助を行つておりますが、掛け金月額の最低額の引き上げに対応して、この国庫補助の対象を掛け金月額八百円に対応する退職金に引き上げることとしております。

その三是、被共済者としての掛け金納付月数を通算する条件の緩和であります。

被共済者でなくなつた者が再び被共済者となつた場合に前後の退職金共済契約に係る掛け金納付月数を通算するためには、一定の条件を満たすことが必要であります。この条件について現行制度では被共済者でなくなつた者が再び被共済者となつた場合でなければならぬことになりますが、この期間を一年延長し、一年以内に再び被共済者となつた場合には、掛け金納付月数の通算を行うこととしております。また、この場合現行制度では、被共済者の自己都合による退職の場合には掛け金納付月数の通算を行つていいのではありませんが、本改正案においては自己都合による退職の場合であつてもやむを得ない事情に基づくものについては通算を行うこととしております。

また、今回の制度改正を契機としてこの法律案の施行の日から昭和五十一年十一月一日までの間に掛け金月額の増額を行つた場合について、掛け金月額の増額後二年未満の間に被共済者が退職したときであつても、特別に増額分については掛け金相当額の給付を行うこととしております。

第二に、建設業及び清酒製造業に期間を定めて雇用される労働者を対象とした特定業種退職金共

済制度に関する改正について御説明申し上げます。

各業種の退職金共済組合が定款で定め得る掛け金日額の範囲は、現行制度では「十円以上百円以下」となっておりますが、賃金等の上昇に合わせて、これを「六十円以上三百円以下」に引き上げることとしております。

その二是、退職金の支給要件の緩和であります。現行制度では、掛け金の納付された期間が三年未満であるときは退職金は支給されないことととなっておりますが、この期間を一年短縮し、掛け金の納付された期間が二年以上あれば退職金を支給されることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

そこで、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

午後四時三十一分散会

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法

法律案

公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五人」を「七人」に、「三人」を「五人」に改め、同条第五項中「二人」を「三

人」に改める。

第二十四条第四項中「一人がすでに」を「二人が既に」に、「あらたに」を「新たに」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかつた政党に新たに三人以上の公益委員が属するに至つた場合には、これらの者のうち一人を超える員数の公益委員を、公益委員のうち一人が既に属している政党に新たに二人以上

の公益委員が属するに至つた場合には、これらのうち一人を超える員数の公益委員を、両議院の同意を得て、罷免するものとする。

第三十条第四項後段を次のように改める。

この場合において、第二十条第五項中「三人」とあるのは「二人」と、第二十四条中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、同条第二項中「公益委員にあつては両議院の同意を得て、使用者委員又は労働委員にあつては委員会」とあるのは「委員会」と、同条第五項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「三人」とあるのは「二人」とあるのは「二人」と、「二人を」とあるのは「一

人を」と、「あらたに」を「新たに」と、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第五項を次のように改める。
 4 公共企業体等労働関係法第二十条第三項及び第四項の規定は、委員会の公益委員の定数のうち同条第一項の規定の改正に伴い増加した数を充當するための公益委員の任命について準用する。
 5 委員会の委員の定数のうち公共企業体等労働関係法第二十条第一項の規定の改正に伴い増加した数を充當するため新たに任命された委員の任期は、同法第二十二条第一項の規定にかかるらず、任命の日から、その任命の際現に委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

（委員の定数に関する経過措置）
 2 改正後の公共企業体等労働関係法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の適用については、公共企業体等労働委員会（以下「委員会」という。）の公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員の数が同項に規定する数に達する日（次項において「任命日」という。）の前日までは、同項中「七人」とあるのは「五人」と、「五人」とあるのは「三人」とする。

（公益委員の任命等に関する経過措置）
 3 新法第二十条第五項並びに第二十四条第四項及び第五項の規定の適用については、任命日の前日までは、新法第二十条第五項中「三人」とあるのは「二人」と、新法第二十四条第四項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第五項中「三人」とあるのは「二人」と、「二人を」とあるのは「二人」と、「二人を」とあるのは「一人を」と、公益委員のうち一人が既に属している政党に新たに二人以上の公益委員が属するに至つた場合には、これらのうち一人を超える員数の公益委員を、両議院の同意を得て罷免するものとする。

理由
 公共企業体等労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、同委員会の委員の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第八十二条第一項中「すでに」を「既に」に、「その都合」の下に「（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条第一項中「一年」を「二年」に改め、同項第一号中「四十円以上三百円以下」を「六十円以上五百円以下」に改める。

第十九条第一項中「一年」を「二年」に改め、「その都合」の下に「（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一百条中「第十四条」を削り、同条に次の二項を加える。

2 第十四条及び第九十四条第一項に規定する場合において、被共済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員である被共済者であつたときは、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「運輸省令で定めるやむを得ない事情」とする。

別表第一（第十条、第十三条、第九十五条関係）

第十条第一項第一号中「四倍」を「八倍」に改め、同項第二号中「四百円をこえる」を「八百円を超える」に改める。

第十四条中「一年」を「二年」に、「責」を「責

月 数	金 額
一二月	二、八八〇円
一三月	三、三六〇円
一四月	三、八四〇円
一五月	四、三二〇円
一六月	四、八〇〇円
一七月	五、三六〇円
一八月	五、九二〇円
一九月	六、五六〇円
二〇月	七、二〇〇円
二一月	七、九二〇円
二二月	八、六四〇円
二三月	九、三六〇円
	一、一七〇円

別表第一（第十条、第十三条、第九十五条関係）

五月	五六月	五四、八二〇円	六、五二〇円	五八月	五六、〇〇〇円	六、六五〇円
五月	五月	五四、八二〇円	六、五二〇円	五九月	五七、一八〇円	六、七九〇円
五月	四月	五三、六四〇円	六、三七〇円	五六月	五八、三六〇円	六、九三〇円
五月	三月	五〇、〇二〇円	五、九四〇円	二五月	二、五〇〇円	七、〇七〇円
五月	二月	五一、二八〇円	六、二三〇円	二六月	二、六〇〇円	七、二一〇円
五月	一月	四八、七六〇円	五、七九〇円	二七月	二、七〇〇円	七、三五〇円
五月	〇月	四六、一五〇円	五、四八〇円	二八月	二、八〇〇円	七、四九〇円
四月	四月	四三、四五〇円	五、一六〇円	二九月	二、九〇〇円	八、〇九〇円
四月	三月	四〇、七六〇円	四、八四〇円	三〇月	二、一〇〇円	八、五七〇円
四月	二月	三四、六八〇円	四、三六〇円	三一月	三、二〇〇円	九、〇七〇円
四月	一月	三四、五三〇円	四、二〇〇円	三二月	三、五〇〇円	九、二四〇円
四月	〇月	三九、四一〇円	四、一〇〇円	三三月	三、六〇〇円	九、五八〇円
四月	五月	四六、一〇〇円	四、一〇〇円	三四月	三、九〇〇円	一〇、一〇〇円
四月	四月	四二、一一〇円	五、〇〇〇円	三四月	三、九〇〇円	一〇、四七〇円
四月	三月	四〇、七六〇円	五、三二〇円	三四月	三、九〇〇円	一〇、六五〇円
四月	二月	四二、一一〇円	五、一六〇円	三四月	三、九〇〇円	一〇、八三〇円
四月	一月	四一、四九〇円	五、一六〇円	三四月	三、九〇〇円	一一、〇一〇円
四月	〇月	四五、八〇〇円	五、一六〇円	三四月	三、九〇〇円	一一、一九〇円
四月	五月	五〇、〇二〇円	五、一六〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、三七〇円
四月	四月	五一、二八〇円	六、〇九〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、五五〇円
四月	三月	五二、四六〇円	六、二三〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、七三〇円
四月	二月	五三、六四〇円	六、三七〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、九一〇円
四月	一月	五四、八二〇円	六、三七〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、九一〇円
四月	〇月	五四、八二〇円	六、三七〇円	三四月	三、九〇〇円	一二、九一〇円

九一月	九〇月	一〇一、九八〇円	一二、一〇〇円	五六月	五六、〇〇〇円	六、六五〇円
九一月	八九月	八八月	八七月	五六月	五八、三六〇円	五九月
九一月	八九月	八八月	八七月	八六月	五八、三六〇円	五六月
九一月	八九月	八八月	八七月	八四月	五八、三六〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	八二月	五八、三六〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	八〇月	五八、三六〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	七八月	五八、三六〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	七五月	七七、八二〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	七三月	七六、三八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	七一月	七二、一七〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	七〇月	七〇、八二〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六八月	六八、一三〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六七月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六六月	六九、四七〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六八月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六七月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六五月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六四月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六三月	六八、七八〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六二月	六一、七二〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六一月	五九、五四〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	六〇月	五八、三六〇円	四九月
九一月	八九月	八八月	八七月	五六月	五六、〇〇〇円	四九月

九二月	一〇三、六六〇円	一二、三一〇円	一七四、三一〇円	一九、六一〇円
九三月	一〇五、三五〇円	一二、五一〇円	一七六、二七〇円	一九、八三〇円
九四月	一〇七、〇三〇円	一二、七一〇円	一七八、二三〇円	二〇、〇五〇円
九五月	一〇八、七一〇円	一二、九一〇円	一八〇、一八〇円	二〇、二七〇円
九六月	一一〇、四〇〇円	一二、一一〇円	一八二、一三〇円	二〇、四九〇円
九七月	一一二、〇八〇円	一二、三一〇円	一八四、〇九〇円	二〇、七一〇円
九八月	一一三、七七〇円	一二、五一〇円	一八六、〇四〇円	二〇、九三〇円
九九月	一一五、四五〇円	一二、七一〇円	一八八、〇九〇円	二一、一六〇円
一〇〇月	一二七、一四〇円	一二、九一〇円	一九〇、一三〇円	二一、三九〇円
一〇一月	一二八、九一〇円	一二、一一〇円	一九二、一八〇円	二一、六二〇円
一〇二月	一二九、六七〇円	一二、三三〇円	一九四、二三〇円	二一、八五〇円
一〇三月	一二二、五三〇円	一二、五五〇円	一九六、二七〇円	二一、〇八〇円
一〇四月	一二四、三八〇円	一二、七七〇円	一九八、三一〇円	二一、三一〇円
一〇五月	一二六、二三〇円	一二、九九〇円	二〇〇、三六〇円	二二、五四〇円
一〇六月	一二八、〇八〇円	一二、五二二〇円	二〇一、四〇〇円	二二、七七〇円
一〇七月	一二九、九四〇円	一二、五三〇円	二〇二、五三〇円	二二、四六〇円
一〇八月	一二六、七九〇円	一二、五六〇円	二〇三、六二〇円	二二、六九〇円
一〇九月	一二三、六四〇円	一二、五八七〇円	二〇四、六七〇円	二二、三三〇円
一〇十月	一二五、四九〇円	一二、六〇九〇円	二〇五、八〇〇円	二二、一五〇円
一〇八月	一二七、三五〇円	一二、六三一〇円	二〇六、四九〇円	二二、八四〇円
一〇九月	一二九、二〇〇円	一二、六五三〇円	二〇七、五三〇円	二二、六〇〇円
一〇七月	一二三、〇五〇円	一二、六七五〇円	二〇八、五八〇円	二二、三八〇円
一〇八月	一二四、九二〇円	一二、六九七〇円	二〇九、八四〇円	二二、一五〇円
一〇九月	一二五、七六〇円	一二、七一九〇円	二一〇、八〇〇円	二二、八四〇円
一〇六月	一二六、六一〇円	一二、七四一〇円	二一〇、七二〇円	二二、六一〇円
一〇七月	一二七、九六〇円	一二、七六三〇円	二一〇、七〇〇円	二二、五七〇円
一〇八月	一二八、三三〇円	一二、七八五〇円	二一〇、七〇〇円	二二、四七〇円
一〇九月	一二九、一七〇円	一二、八〇七〇円	二一〇、七〇〇円	二二、三八〇円
一〇六月	一二六、五八〇円	一二、八二九〇円	二一〇、七〇〇円	二二、二九〇円
一〇七月	一二一、五三〇円	一二、八五一〇円	二一〇、七〇〇円	二二、一九〇円
一〇八月	一二二、六四〇円	一二、八七三〇円	二一〇、七〇〇円	二二、七五〇円
一〇九月	一二六、四九〇円	一二、八九五〇円	二一〇、七〇〇円	二二、五九〇円
一〇六月	一二三、〇四〇円	一二、九一七〇円	二一〇、七〇〇円	二二、四七〇円
一〇七月	一二七、四四〇円	一二、九五〇円	二一〇、七〇〇円	二二、三一〇円
一〇八月	一二九、一七〇円	一二、九五〇円	二一〇、七〇〇円	二二、一九〇円
一〇九月	一二五、三六〇円	一二、九五〇円	二一〇、七〇〇円	二二、七五〇円
一〇六月	一五九月	一二、三九〇円	二一〇、七〇〇円	二二、五九〇円
一〇七月	一五八月	一二、三九〇円	二一〇、七〇〇円	二二、三九〇円
一〇八月	一五九月	一二、三九〇円	二一〇、七〇〇円	二二、三九〇円

一九四月	三三三、五一〇円	三七、五二〇円
一九五月	三三六、一八〇円	三七、八二〇円
一九六月	三三八、八四〇円	三八、一二〇円
一九七月	三四一、五一〇円	三八、四二〇円
一九八月	三四四、一八〇円	三八、七二〇円
一九九月	三四六、八四〇円	三九、〇一〇円
二〇〇月	三四九、六〇〇円	三九、三三〇円
二〇一月	三五四、三六〇円	三九、六四〇円
二〇二月	三五五、一一〇円	三九、九五〇円
二〇三月	三五七、八七〇円	四〇、二六〇円
二〇四月	三六〇、六二〇円	四〇、五七〇円
二〇五月	三六三、三八〇円	四〇、八八〇円
二〇六月	三六六、二三〇円	四一、二〇〇円
二〇七月	三六九、〇七〇円	四一、五二〇円
二〇八月	三七一、九一〇円	四一、八四〇円
二〇九月	三七四、七六〇円	四一、一六〇円
二一〇月	三七七、六〇〇円	四二、四八〇円
二一一月	三八〇、四四〇円	四二、八〇〇円
二一二月	三八三、三八〇円	四三、一三〇円
二二二月	三八六、三一〇円	四三、四六〇円
二二三月	三八九、二四〇円	四三、七九〇円
二二四月	三九二、一八〇円	四五、一二〇円
二二五月	三九五、一一〇円	四五、四五〇円
二二六月	三九八、〇四〇円	四五、七八〇円
二二七月	四〇七、〇二〇円	四五、七九〇円
二二八月	四〇〇、九八〇円	四五、一一〇円
二二九月	四〇四、〇〇〇円	四五、四五〇円
二二六〇月	四一〇、〇四〇円	四六、一三〇円
二二七月	四一〇、〇四〇円	四六、四七〇円
二二八月	四一三、〇七〇円	四六、八一〇円
二二九月	四一六、〇九〇円	四七、一五〇円
二二六〇月	四二〇、〇四〇円	四七、五〇〇円
二二七月	四二八、四四〇円	四八、二〇〇円
二二八月	四二五、三三〇円	
二二九月	四二二、二二〇円	
二二六〇月	四二八、四四〇円	
二二七月	三七、二二〇円	
一九三月	三三〇、八四〇円	
一九四月	二四七、七三〇円	二七、八七〇円
一九五月	二五〇、二二〇円	二八、一五〇円
一九六月	二五二、七一〇円	二八、四三〇円
一九七月	二五五、二〇〇円	二八、七一〇円
一九八月	二五七、六九〇円	二八、九九〇円
一九九月	二六〇、一八〇円	二九、二七〇円
二〇〇月	二六二、六七〇円	二九、五五〇円
二〇一月	二六五、一六〇円	二九、八三〇円
二〇二月	二六七、六四〇円	三〇、一一〇円
二〇三月	二七〇、一三〇円	三〇、三九〇円
二〇四月	二七一、六二〇円	三〇、六七〇円
二〇五月	二七五、一一〇円	三〇、九五〇円
二〇六月	二七七、六〇〇円	三一、二三〇円
二〇七月	二八〇、〇九〇円	三一、五一〇円
二〇八月	二八二、五八〇円	三一、七九〇円
二〇九月	二八五、〇七〇円	三一、〇七〇円
二〇六月	二八七、五六〇円	三一、三五〇円
二〇七月	二九〇、〇四〇円	三一、六三〇円
二〇八月	二九二、五三〇円	三二、九一〇円
二〇九月	二九五、〇三〇円	三三、一九〇円
二〇六月	二九七、五一〇円	三三、七五〇円
二〇七月	三〇〇、〇〇〇円	三三、四七〇円
二〇八月	三〇一、四九〇円	三四、〇三〇円
二〇九月	三〇四、九八〇円	三四、三一〇円
二〇六月	三〇七、五六〇円	三四、六〇〇円
二〇七月	三一〇、一三〇円	三四、八九〇円
二〇八月	三一二、七二〇円	三五、一八〇円
二〇九月	三一五、二九〇円	三五、四七〇円
二〇八月	三一七、八七〇円	三五、七六〇円
二〇九月	三一〇、四四〇円	三六、〇五〇円
二〇八月	三一三、〇三〇円	三六、三四〇円
二〇九月	三一五、六〇〇円	三六、六三〇円
二〇八月	三一八、一八〇円	三六、九二〇円
二〇九月	三二〇、八四〇円	三七、二二〇円

二二八月	四三一、五六〇円	四八、五五〇円
二二九月	四三四、六七〇円	四八、九〇〇円
二三〇月	四三七、八七〇円	四九、二六〇円
二三一月	四五一、〇七〇円	四九、六二〇円
二三二月	四四四、二七〇円	四九、九八〇円
二三三月	四五七、四七〇円	五一、三四〇円
二三四月	四五〇、六七〇円	五一、七〇〇円
二三五月	四五三、八七〇円	五一、〇六〇円
二三六月	四五七、〇七〇円	五一、四二〇円
二三七月	四六〇、三六〇円	五一、七九〇円
二三八月	四六三、六四〇円	五一、二八〇円
二三九月	四六六、九三〇円	五一、五三〇円
二四〇月	四七〇、二二〇円	五一、九〇〇円
二四一月	四七三、六〇〇円	五四、二八〇円
二四二月	四七六、九八〇円	五四、六六〇円
二四三月	四八〇、三六〇円	五四、〇四〇円
二四四月	四八三、七三〇円	五四、四二〇円
二四五月	四八七、一一〇円	五四、八〇〇円
二四六月	四九〇、四九〇円	五四、一八〇円
二四七月	四九三、九六〇円	五四、五七〇円
二四八月	四九七、四二〇円	五六、九六〇円
二四九月	五〇〇、八九〇円	五六、三五〇円
二四六月	五〇四、三六〇円	五六、七四〇円
二四七月	五〇七、八二〇円	五七、二三〇円
二四八月	五一、二九〇円	五七、五一〇円
二四九月	五一四、八四〇円	五九、一二〇円
二五〇月	五一五、五一〇円	五九、九二〇円
二五一年	五一六、四〇〇円	五九、三三〇円
二五二月	五一七、九六〇円	五八、七二〇円
二五三月	五一八、四〇〇円	五八、九二〇円
二五四月	五二九、〇七〇円	五九、五二〇円
二五六月	五三六、六二〇円	五九、九二〇円
二五九月	五四三、五六〇円	六〇、三三〇円
二六〇月	五四九、九一〇円	六〇、七四〇円
二六一年	五六〇円	六一、一五〇円

二六二月	五四七、二〇〇円	六一、五六〇円
二六三月	五五〇、九三〇円	六一、九八〇円
二六四月	五五四、六七〇円	六二、四〇〇円
二六五月	五六二、一三〇円	六二、八二〇円
二六六月	五六五、四〇〇円	六三、二四〇円
二六七月	五六五、九六〇円	六三、六七〇円
二六八月	五六九、七八〇円	六四、一〇〇円
二六九月	五七三、六〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	五七七、四二〇円	六四、九六〇円
二七一年	五八一、二四〇円	六六、三九〇円
二七二月	五八五、一六〇円	六六、八三〇円
二七三年	五八九、〇七〇円	六六、二七〇円
二七四年	五九二、九八〇円	六六、七二〇円
二七五年	五九六、八九〇円	六七、一五〇円
二七六年	六〇〇、八〇〇円	六七、五九〇円
二七七年	六〇四、八〇〇円	六八、〇四〇円
二七八月	六〇八、八〇〇円	六八、四九〇円
二七九年	六一二、八〇〇円	六八、九四〇円
二七八月	六一六、八〇〇円	六九、三九〇円
二八一年	六一〇、八〇〇円	六九、八四〇円
二八二月	六二四、八〇〇円	七〇、二九〇円
二八三年	六二八、八九〇円	七〇、七五〇円
二八四年	六三二、九八〇円	七一、二一〇円
二八五年	六三七、〇七〇円	七一、六七〇円
二八六年	六四一、二四〇円	七二、一四〇円
二八七年	六四五、四二〇円	七二、六一〇円
二八八年	六四九、六〇〇円	七三、〇八〇円
二八九年	六五三、七八〇円	七三、五五〇円
二九〇月	六五八、〇四〇円	七四、〇三〇円
二九一年	六六二、三一〇円	七四、五一〇円
二九二月	六六六、五八〇円	七四、九九〇円
二九三年	六七〇、八四〇円	七五、四七〇円
二九四年	六七九、四七〇円	七六、四五〇円
二九五年	六七五、一一〇円	

二九六月	六八三、八二〇円	七六、九三〇円	八四四、八〇〇円	九五、〇四〇円
二九七月	六八八、一八〇円	七七、四二〇円	八四九、九六〇円	九五、六二〇円
二九八月	六九二、五三〇円	七八、九一〇円	八五五、一一〇円	九六、二〇〇円
二九九月	六九六、八九〇円	七九、九〇〇円	八六五、五一〇円	九八、五五〇円
三〇〇月	七〇一、三三〇円	八〇、四一〇円	八七〇、七六〇円	九七、一五〇円
三〇一月	七〇五、七八〇円	八〇、九二〇円	八八六、六七〇円	九九、七五〇円
三〇二月	七一〇、二二〇円	八一、四三〇円	八九二、〇〇〇円	一〇〇、三五〇円
三〇三月	七一四、七六〇円	八一、九四〇円	八九七、四二〇円	一〇一、七八〇円
三〇四月	七一九、二九〇円	八二、四六〇円	九〇一、八四〇円	一〇二、五七〇円
三〇五月	七二三、八二〇円	八二、九八〇円	九〇八、二七〇円	一〇二、一八〇円
三〇六月	七二八、三六〇円	八三、五〇〇円	九一三、六九〇円	一〇一、七九〇円
三〇七月	七三二、九八〇円	八五、〇八〇円	九一九、二〇〇円	一〇三、四一〇円
三〇八月	七三七、六〇〇円	八四、五五〇円	九二四、七一〇円	一〇四、〇三〇円
三〇九月	七四二、二二〇円	八六、六八〇円	九三〇、二二〇円	一〇六、五三〇円
三〇十月	七四六、八四〇円	八八、八五〇円	九五二、五三〇円	一〇七、一六〇円
三〇十一月	七五六、五六〇円	八七、七六〇円	九五八、二二〇円	一〇七、八〇〇円
三〇一二月	七五六、二七〇円	八八、三〇〇円	九六三、九一〇円	一〇八、四四〇円
三〇一月	七六〇、九八〇円	八八、八五〇円	九六九、六九〇円	一〇九、〇九〇円
三〇二月	七六五、六九〇円	八七、二二〇円	九七五、四七〇円	一一〇、三九〇円
三〇五月	七七〇、四九〇円	八八、六八〇円	九八一、二四〇円	一一〇、三九〇円
三〇六月	七七五、二九〇円	八八、八五〇円	九八七、一一〇円	一一一、〇五〇円
三〇七月	七八〇、〇九〇円	八九、四〇〇円	九九一、九八〇円	一一一、七一〇円
三〇八月	七八四、八九〇円	八九、九五〇円	九九八、八四〇円	一一二、三七〇円
三〇九月	七八九、七八〇円	九〇、五〇〇円	一〇〇四、七一〇円	一一三、〇三〇円
三〇一〇月	七九四、六七〇円	九一、〇六〇円	一〇一〇、六七〇円	一一四、三七〇円
三〇一月	七九九、五六〇円	九一、六二〇円	一〇一六、六二〇円	一一五、〇四〇円
三〇二月	八〇四、四四〇円	九二、一八〇円	一〇二一、五八〇円	一一五、七一〇円
三〇三月	八〇九、四二〇円	九三、三三〇円	一〇三九、五八〇円	一一五、六四〇円
三〇四月	八一四、四〇〇円	九三、七五〇円	一〇四八、六四〇円	一一五、四六〇円
三〇五月	八一九、三八〇円	九四、一〇〇円	一〇五七、五八〇円	一一五、三二〇円
三〇六月	八二四、四四〇円	九五、二八〇円	一〇六六、二二〇円	一一五、二二〇円
三〇七月	八二九、五一〇円	九六、七五〇円	一〇七五、一八〇円	一一五、一八〇円
三〇八月	八三四、五八〇円	九七、一〇〇円	一〇八四、一八〇円	一一五、一〇〇円
三〇九月	八三九、六四〇円	九八、一〇〇円	一〇九三、一〇〇円	一一五、一〇〇円

三六〇月	一、〇二八、六二〇円	一一五、七一〇円	一、〇二八、六二〇円	九四、四六〇円
三六一月	一、〇一六、六二〇円	一一四、三七〇円	一、〇一六、六二〇円	九三、八九〇円
三六二月	一、〇一一、五八〇円	一一五、〇四〇円	一、〇一一、五八〇円	九二、七五〇円
三六三月	一、〇一八、六二〇円	一一五、七一〇円	一、〇一八、六二〇円	九一、六四〇円

三六四月	一、〇三四、六七〇円	一一六、四〇〇円
三六五月	一、〇四〇、七一〇円	一一七、〇八〇円
三六六月	一、〇四六、八四〇円	一一七、七七〇円
三六七月	一、〇五二、九八〇円	一一八、四六〇円
三六八月	一、〇五九、一一〇円	一二九、一五〇円
三六九月	一、〇六五、三三〇円	一二九、八五〇円
三七〇月	一、〇七一、五六〇円	一二〇、五五〇円
三七一月	一、〇七七、七八〇円	一二一、二五〇円
三七二月	一、〇八四、〇九〇円	一二一、九六〇円
三七三月	一、〇九〇、四〇〇円	一二二、六七〇円
三七四月	一、〇九六、七一〇円	一二三、三八〇円
三七五月	一、一〇三、一一〇円	一二四、一〇〇円
三七六月	一、一〇九、五一〇円	一二四、八二〇円
三七七月	一、一一五、九一〇円	一二五、五四〇円
三七八月	一、一二二、四〇〇円	一二六、二七〇円
三七九月	一、一二八、八九〇円	一二七、〇〇〇円
三八〇月	一、一三五、三八〇円	一二七、七三〇円
三八一月	一、一四一、九六〇円	一二八、四七〇円
三八二月	一、一四八、五三〇円	一二九、二一〇円
三八三月	一、一五五、二〇〇円	一二九、九六〇円
三八四月	一、一六一、八七〇円	一二八、七一〇円
三八五月	一、一六八、五三〇円	一二九、四六〇円
三八六月	一、一七五、二九〇円	一二九、三二〇円
三八七月	一、一八二、〇四〇円	一二九、九八〇円
三八八月	一、一八八、八九〇円	一二九、七五〇円
三八九月	一、一九五、七三〇円	一二九、五二〇円
三九〇月	一、二〇一、五八〇円	一二九、三五〇円
三九一月	一、二〇九、五一〇円	一二九、一三〇円
三九二月	一、二一六、四四〇円	一二九、一三〇円
三九三月	一、二二三、三八〇円	一二九、一三〇円
三九四月	一、二三七、三三〇円	一二九、一三〇円
三九五月	一、二四四、三六〇円	一二九、一三〇円
三九六月	一、二五一、四七〇円	一二九、一三〇円
三九七月	一、二五二、四七〇円	一二九、一三〇円

三九八月	一、二五八、五八〇円	一四一、五九〇円
三九九月	一、二六五、七八〇円	一四二、四〇〇円
四〇〇月	一、二七二、九八〇円	一四三、二一〇円
四〇一月	一、二八〇、一八〇円	一四四、〇一〇円
四〇二月	一、二八七、四七〇円	一四五、六六〇円
四〇三月	一、二九四、七六〇円	一四六、四九〇円
四〇四月	一、三〇一、一三〇円	一四七、三三〇円
四〇五月	一、三〇九、五一〇円	一四八、一五〇円
四〇六月	一、三一六、八九〇円	一四九、六八〇円
四〇七月	一、三一四、三六〇円	一四八、九九〇円
四〇八月	一、三三一、八二〇円	一四九、八三〇円
四〇九月	一、三三九、三八〇円	一五〇、六八〇円
四一〇月	一、三四六、九三〇円	一五一、五三〇円
四一〇月	一、三五四、四九〇円	一五四、九九〇円
四一一月	一、三五四、四九〇円	一五四、九九〇円
四一二月	一、三六二、一三〇円	一五三、二四〇円
四一三月	一、三六九、七八〇円	一五四、一〇〇円
四一四月	一、三七七、五一〇円	一五二、三八〇円
四一五月	一、三八五、二四〇円	一五五、八四〇円
四一六月	一、三九三、〇七〇円	一五六、七二〇円
四一七月	一、四〇〇、八九〇円	一五七、六〇〇円
四一八月	一、四〇八、七一〇円	一五八、四八〇円
四一九月	一、四一六、六二〇円	一五六、三七〇円
四一〇月	一、四一四、四三〇円	一六〇、二六〇円
四二一月	一、四三二、五三〇円	一六一、一六〇円
四二二月	一、四四〇、五三〇円	一六二、〇六〇円
四二三月	一、四四八、六二〇円	一六二、九七〇円
四二四月	一、四五六、七一〇円	一六三、八八〇円
四二五月	一、四六四、八〇〇円	一六四、七九〇円
四二六月	一、四七二、九八〇円	一六五、七二〇円
四二七月	一、四八一、一六〇円	一六六、六三〇円
四二八月	一、四八九、四二〇円	一六七、五六〇円
四二九月	一、四九七、六九〇円	一六八、四九〇円
四三〇月	一、五〇六、〇四〇円	一六九、四三〇円
四三一月	一、五一四、四〇〇円	一七〇、三七〇円

四三二月	一、五二二、七六〇円	一七一、三一〇円	四六六月	一、八三四、四九〇円	二〇六、三八〇円
四三三月	一、五三一、二〇〇円	一七二、二六〇円	四六七月	一、八四四、四四〇円	二〇七、五〇〇円
四三四月	一、五三九、七三〇円	一七三、二二〇円	四六八月	一、八五四、四〇〇円	二〇八、六二〇円
四三五月	一、五四八、二七〇円	一七四、一八〇円	四六九月	一、八六四、四四〇円	二〇九、七五〇円
四三六月	一、五五六、八九〇円	一七五、一五〇円	四七〇月	一、八七四、五八〇円	二一〇、八九〇円
四三七月	一、五六五、五一〇円	一七六、一二〇円	四七一月	一、八八四、七二〇円	二一一、〇三〇円
四三八月	一、五七四、一三〇円	一七七、〇九〇円	四七二月	一、八九四、九三〇円	二一三、一八〇円
四三九月	一、五八二、八四〇円	一七八、〇七〇円	四七三月	一、九〇五、一六〇円	二一四、三三〇円
四四〇月	一、五九一、五六〇円	一七九、〇五〇円	四七四月	一、九一五、四七〇円	二一五、四九〇円
四四一月	一、六〇〇、三六〇円	一八〇、〇四〇円	四七五月	一、九二五、八七〇円	二一六、六六〇円
四四二月	一、六〇九、一六〇円	一八一、〇三〇円	四七六月	一、九三六、二七〇円	二一七、八三〇円
四四三月	一、六一八、〇四〇円	一八二、〇三〇円	四七七月	一、九四六、七六〇円	二一九、〇一〇円
四四四月	一、六二六、九三〇円	一八三、〇三〇円	四七八月	一、九五七、二四〇円	二二〇、一九〇円
四四五月	一、六三五、九一〇円	一八四、〇四〇円	四七九月	一、九六七、八二〇円	二二一、三八〇円
四四六月	一、六四四、八九〇円	一八五、〇五〇円	四八〇月	一、九七八、四〇〇円	二二二、五七〇円
四四七月	一、六五三、九六〇円	一八六、〇七〇円	四八一月	一、九八九、〇七〇円	二二三、七七〇円
四四八月	一、六六三、〇二〇円	一八七、〇九〇円	四八二月	一、九九九、八二〇円	二二四、九八〇円
四四九月	一、六七二、一八〇円	一八八、一二〇円	四八三月	二、〇一〇、五八〇円	二二六、一九〇円
四五〇月	一、六八一、三三〇円	一八九、一五〇円	四八四月	二、〇一一、四二〇円	二二七、四一〇円
四五一月	一、六九〇、五八〇円	一九〇、一九〇円	四八五月	二、〇三一、二七〇円	二二八、六三〇円
四五二月	一、六九九、八二〇円	一九一、二三〇円	四八六月	二、〇四三、二〇〇円	二二九、八六〇円
四五三月	一、七〇九、一六〇円	一九二、二八〇円	四八七月	二、〇五四、二三〇円	二三〇、一〇〇円
四五四月	一、七一八、四九〇円	一九三、三三〇円	四八八月	二、〇六五、二四〇円	二三一、三四〇円
四五五月	一、七二七、九一〇円	一九四、三九〇円	四八九月	二、〇七六、三六〇円	二三二、五九〇円
四五六月	一、七三七、三三〇円	一九五、四五〇円	四九〇月	二、〇八七、四七〇円	二三三、一〇〇円
四五七月	一、七四六、八四〇円	一九六、五二〇円	四九一月	二、〇九八、六七〇円	二三四、八四〇円
四五八月	一、七五六、五六〇円	一九七、五九〇円	四九二月	二、一〇九、八七〇円	二三五、一〇〇円
四五九月	一、七六五、九六〇円	一九八、六七〇円	四九三月	二、一二一、一六〇円	二三六、九一〇円
四五十月	一、七七五、五六〇円	一九九、七五〇円	四九四月	二、一三一、五三〇円	二三七、三六〇円
四六一月	一、七八五、二四〇円	二〇〇、八四〇円	四九五月	二、一四四、〇〇〇円	二四一、二〇〇円
四六二月	一、七九五、〇二〇円	二〇一、九四〇円	四九六月	二、一四五、四七〇円	二四二、四九〇円
四六三月	一、八〇四、八〇〇円	二〇三、〇四〇円	四九七月	二、一六七、〇二〇円	二四三、七九〇円
四六四月	一、八一四、六七〇円	二〇四、一五〇円	四九八月	二、一七八、五八〇円	二四六、四〇〇円
四六五月	一、八二四、五三〇円	二〇五、三六〇円			

四九九月	三、一九〇、二二〇円				
------	------------	--	--	--	--

五〇〇月	二、一〇一、九六〇円	二四七、七一〇円
五〇一月	二、一一三、六九〇円	二四九、〇四〇円
五〇二月	二、一二五、五一〇円	二五〇、三七〇円
五〇三月	二、一二七、三三〇円	二五一、七〇〇円
五〇四月	二、二四九、二四〇円	二五三、〇四〇円
五〇五月	二、二六一、二四〇円	二五四、三九〇円
五〇六月	二、二七三、三三〇円	二五五、七五〇円
五〇七月	二、二八五、四二〇円	二五七、一一〇円
五〇八月	二、二九七、六〇〇円	二五八、四八〇円
五〇九月	二、三〇九、七八〇円	二五九、八五〇円
五一〇月	二、三一二、〇四〇円	二六一、二三〇円
五一〇月	二、三三四、四〇〇円	二六二、六一〇円
五一〇月	二、三四六、八四〇円	二六四、〇一〇円
五一〇月	二、三五九、二九〇円	二六五、四一〇円
五一〇月	二、三七一、八二〇円	二六六、八三〇円
五一〇月	二、三八四、三六〇円	二六八、二四〇円
五一〇月	二、三九六、九八〇円	二六九、六六〇円
五一〇月	二、四〇九、六九〇円	二七一、〇九〇円
五一〇月	二、四二二、四九〇円	二七二、五三〇円
五一〇月	二、四三五、二九〇円	二七三、九七〇円
五一〇月	二、四四八、一八〇円	二七五、四二〇円
五一〇月	二、四六一、一六〇円	二七六、八八〇円
五一〇月	二、四七四、一三〇円	二七八、三四〇円
五一〇月	二、四八七、二〇〇円	二七九、八一〇円
五一〇月	二、五〇〇、三六〇円	二八一、二九〇円
五一〇月	二、五二三、六〇〇円	二八二、七八〇円
五一〇月	二、五三〇円	二八四、二七〇円
五一〇月	二、五六七、〇二〇円	二八五、七七〇円
五一〇月	二、五八〇、五三〇円	二九〇、三二〇円
五一〇月	二、五九四、一三〇円	二九一、八四〇円
五一〇月	二、六〇七、八二〇円	二九三、三八〇円
五一〇月	二、六二一、六〇〇円	二九四、九三〇円

別表第二中「別表第二」を「別表第二（附則第八条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。ただし、第八十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（掛金月額に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約については、改正後の中企業退職金共済法（以下「新法」という。）第四条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、その掛金月額を当該八百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が八百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を八百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「認定契約」という。）については、新法第四条第二項の規定にかかるわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の八百円未満の額とすることができる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、

五三四月	二、六三五、三八〇円	二九六、四八〇円
五三五月	二、六四九、二四〇円	二九八、〇四〇円
五三六月	二、六六三、二〇〇円	二九九、六一〇円
五三七月	二、六七七、一四〇円	三〇一、一九〇円
五三八月	二、六九一、二九〇円	三〇二、七七〇円
五三九月	二、七〇五、四二〇円	三〇四、三六〇円
五四〇月	二、七一九、六四〇円	三〇五、九六〇円
五四〇月	二、七一九、六四〇円に、五四〇月を超える一月につき一四、二二〇円を加算した金額	三〇五、九六〇円に、五四〇月を超える一月につき一、六〇〇円を加算した金額

労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約（認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

6 船員法（昭和二十二年法律第二百号）の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

（退職金に関する経過措置）

第三条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお從前の例による。

第四条 八百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職した者に係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかるわらず、次の各号により計算して得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合

算額が納付された掛金の総額に満たないときは、
おける退職金の額は、納付された掛金の総額に
相当する額とする。

一 八百円以下の掛金月額について、その百円
ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新法
別表第一の中欄に定める金額の八分の一の金
額（掛金の納付があつた月数のうちに当該共
済契約が中小企業者以外の事業主であつた
期間に係るものがあるときは、掛金の納付が
あつた月数に応じ同表の下欄に定める金額
に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納
付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金
額の八分の一の金額からその下欄に定める金
額を減じて得た額を加算した額）

二 八百円を超える掛金月額について、その百
円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同
表の下欄に定める金額

（特例被共済者に係る退職金等に関する経過措
置）

第五条 施行日から昭和五十一年十二月一日まで
の期間（以下「暫定期間」という。）内に新法第
九条の規定により掛金月額が増加された退職金
共済契約（附則第二条第四項の規定により同条
第一項本文に規定する期間の満了の時に掛金月
額が八百円に増加されたものとみなされた退職
金共済契約を含む。）の被共済者であつて、当該
被共済者に係る掛金の納付があつた月数が二十
四月以上であり、かつ、当該増加後の掛金月額
による掛金の納付があつた月数が二十四月末満
であるもの（以下「特例被共済者」という。）が
退職したときににおける退職金の額は、新法第十
一条第二項（前条の規定に該当する者にあつては、
同条。以下同じ。）の規定にかかわらず、次の各
号により計算して得た額の合算額とする。ただし
し、当該合算額が新法第十一条第二項の規定によ
り計算して得た額に達しない場合は、この限り
でない。

一 暫定期間内における特例被共済者に係る掛
金月額の増加がなかつたものとした場合にお
ける掛金月額について、新法第十一条第二項の
規定により計算して得た額

二 暫定期間内における掛金月額の増加額につ
いて、その百円ごとに、百円にその増加額に
係る掛金の納付があつた月数を乗じて得た額

（掛金納付月数の通算等に関する経過措置）

2 前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除
されたことに伴い特例被共済者に支給される解
約手当金の額について準用する。この場合にお
いて、同項中「新法第十一条第二項（前条の規定
に該当する者にあつては、同条。以下同じ。）」

及び「新法第十一条第二項」とあるのは、「新法第
十三条第四項」と読み替えるものとする。

第六条 新法第十四条及び第九十四条第一項の規
定は、被共済者が昭和四十九年十二月一日以後
に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場
合について適用し、被共済者が同日以前に退
職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施
行日前に再び被共済者となつた場合について
は、なお従前の例による。

（特定業種に係る退職金の支給に関する経過措
置）

第七条 新法第八十二条第一項ただし書の規定
は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退
職金の支給について適用し、施行日前に支給事
由が生じた者に係る退職金の支給については、
なお従前の例による。

（国の補助に関する経過措置）

第八条 施行日前に退職した者に関する新法第九
十五条第一号の規定の適用については、同号中
「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済
法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第〇
〇〇号）による改正前の別表第一」とする。

2 附則第四条に規定する者に関する新法第九十
五条第一号の規定の適用については、同号中「保
るものに限る。以下この号において同じ」とあ
るのは「保るものに限る」と、「掛金納付月数に
応じ別表第一の中欄に定める金額」とあるのは
「八百円以下の掛金月額について、その百円」

とに、その掛金の納付があつた月数（共済契約
者が中小企業者であつた期間に係るものに限
る。以下同じ。）が三十六月以上であるものに限
る。掛金の納付があつた月数に応じ別表第一の
中欄に定める金額の八分の一の金額」と、「掛金
納付月数が」とあるのは「掛金の納付があつた
月数が」とする。

最近における社会経済情勢に即応し、中小企業
退職金共済制度を一層効果的なものとするため、
退職金共済契約に係る退職金支給要件の緩和及び掛金
に対する国庫補助額の増加並びに特定業種退職
金共済契約に係る退職金支給要件の緩和及び掛金
の日額の引上げを行う必要がある。これが、この
法案を提出する理由である。

社会労働委員会議録第四号中正誤

正	誤	行	段	ベシ
契約により、 いるが、 住宅	一末七 よつえ、 間	三二九 元々 云々	三四三 三二九 三二九 住住	一末六 行つてと 云々
行つても	二末六 元々 云々	二二二 間	三三三 三二九 三二九	二二二 行つてと 云々
よつて、 間	三二九 元々 云々	二二二 間	三三三 三二九 三二九	二二二 行つてと 云々
すること	三二九 元々 云々	二二二 間	三三三 三二九 三二九	二二二 行つてと 云々
付加金制度	一六八〔賦課金制度	正	七七一	正
正	正	正	一一一	正
栗山 ひで君	栗山 ひで君	誤	一一一	誤
収集	収集	正	一三三	正
同	第五号中正誤	誤	七七一	誤